

平成30年度（2018年度）NGO・外務省定期協議会

「第1回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成30年度（2018年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成30年7月31日（火）13:59～16:17

場 所：外務省内中央669会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 気候変動をめぐる最新の国際動向
- (2) SDGs達成に向けた政府の取組報告
- (3) アジア閣僚級防災会議からの報告
- (4) 特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて
- (5) ODAの枠組みでの軍への協力について
- (6) プロサバンナ事業に関する河野太郎大臣「指示」と反する現状について
- (7) 開発協力適正会議のこれまでとこれから

3. 協議事項

- (1) 現在の政治状況下における日本の対カンボジア外交とODA事業について

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

では、時間になりましたので、そろそろ始めさせていただきたいと思います。

本日は御多忙の中、また、暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

平成30年度NGO・外務省定期協議会第1回「ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

では、いつもどおり、3点注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いします。

第2に、発言者は最初に御所属とお名前を述べた上で、御発言をお願いします。

最後に、御発言はできるだけ簡潔にお願いいたします。

本日は、冒頭短時間ではありますが、外務省側から紀谷国際協力局参事官が代表して出席しております。さらに、議題に応じまして、各課室長他が出席いたします。

それでは、はじめに外務省を代表して、紀谷参事官から冒頭の挨拶をいたします。お願いします。

○紀谷（外務省 国際協力局 参事官）

こんにちは。外務省国際協力局参事官の紀谷と申します。

本日は、お暑い中、遠方からの方も含めて、本当に多くの皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。NGOのみならず、国際機関やパートナー国の皆様に御参加いただいて、本当に心強く思っております。

私は国際協力局の中で、今般、NGOを担当することになりました。これからお世話になります。よろしくをお願いいたします。

これまでも十数年前から、ワシントンで在勤時、あるいはバングラデシュや南スーダン在勤時に、皆様の多くの方と一緒に仕事をさせていただきました。本当にNGOの方々でなければできないいろいろな活動があると思います。今回こういう場で、こういう立場で皆様と協力できることを本当にうれしく思っております。

このODA政策協議会は、歴史と伝統があるもので、NGOの皆様と外務省が定期的に会合の場を持ち、ODA、さらには開発協力、地球規模課題全般にわたっていろいろな議論を行う素晴らしい枠組みであると引き継いでおります。私もそれを担っていきたいと思っております。

今回、この会合の場を有意義に活用するためにも、外務省の側で2つ議題を提示させていただきました。皆様からも、時宜を得たテーマを選んでいただきたいと思います。

お互い、それぞれの現場を持って取り組んでいる中で、まさに共通の目的といいますか、同じ日本人として、日本のために、世界のために、一人一人のためにとということで、同じものを目指して進んでいると思います。ただ、そのやり方については、いろいろ議論を尽くさなければならないところがあると考えております。まさにこの場はそういう場として、相互理解が不十分な点、お互いに知ってもらいたいという点もあると思いますので、そう

いうことを中心に、今回、報告事項、協議事項を議論できればと思っております。また、今後ともこういう形で深めていければ幸いです。

今日、アフリカの関係で、TICADモニタリング合同委員会でも、共催者とNGOの対話のために、先ほどJICA市ヶ谷で同じく司会をしてきたところです。

来年、TICADⅦもG20もあり、日本は引き続き大きな役割を果たしていくと思います。その中で市民社会の皆様も本当に大きな役割を果たし得ると思います。これからはぜひ一緒に、日本のため、世界のためにも取り組んでいければと思っています。

今日午後、またTICADモニタリング合同委員会があり、そちらに出席しなければなりませんので、冒頭挨拶のみで失礼させていただきます。常に応援しておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございます。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

初めに、「気候変動をめぐる最新の国際動向」ということで、外務省の国際協力局気候変動課の前田補佐より報告をお願いします。

○前田（外務省 国際協力局 気候変動課 課長補佐）

外務省気候変動課で課長補佐をしております、前田と申します。

本日は、タイトルにもありますとおり、「気候変動をめぐる最新の国際動向」というところを御報告いたしたいと思います。

皆様には釈迦に説法になってしまうかもしれませんが、気候変動につきましては、国家レベルのみならず、地方自治体であったり、企業、NGOの方々、市民社会等、全てのステークホルダーが協力をして手を携えて取り組んでいくことが非常に重要な課題ということで、今回御報告させていただく次第でございます。

1枚目をめくっていただいて、本日のトピックでございますけれども、10分という限られた時間でございますので、少し駆け足になるかと思いますが、外務省が最近こういった点に注力しているかというところを重点に御説明申し上げたいと思います。

一番最初のパリ協定のところは、さわりだけでございますけれども、パリ協定が2016年に発効いたしまして、2020年に約束期間が開始いたします。長期目標として2度目標、産業革命後の温度上昇を2度未満に抑えましょう、頑張って1.5度まで行く努力目標を追求しましょうというところで、途上国も含めて全ての国が参加して、この気候変動という問題に取り組んでいるという枠組みでございます。

2020年が約束期間の開始でございますので、2019年という我々がG20の議長国を務めます年はその前年度に当たりますので、そこでG20議長国として日本がどこまでこの機運を高められるかというところが、我々としては一つの焦点になってくるかと考えてございます。

パリ協定が採択されてからすぐに発効したというところで、機運高く国際社会は歩んできているところでございますけれども、次のスライドを見ていただきますと、もともと気

候変動と申しますと、一般的なイメージとしては環境というサイドのイメージが強いところでございましたが、もはやその環境問題にとどまらなくて、経済全体であったり社会開発、安全保障といった幅広い分野にかかわってくる問題だということで、外務省としてもそうしたところとの関連性も見ながら今、この問題に取り組んでいるところでございます。

また、パリ協定に関しましては、アメリカがパリ協定からの脱退を表明してございます。ただ、パリ協定の条約の規定上、アメリカはまだ脱退することができませんで、2020年の11月まで脱退することができないということになってございますので、それまでは締約国としての立場を有しながら気候変動交渉に携わってございます。

一方で、米国がそうした立場をとっていることも踏まえて、気候変動分野においてはグローバルなこの課題に関するリーダーシップをめぐる競争が行われてございます。それはこの1行目にも書かせていただいたとおり、環境問題にとどまらず、例えばビジネスの面でのルール作りといった面にもかかわってくるというところで各国が関心を高めており、リーダーシップをめぐる競争が激化してきているというところでございます。

2017年におきましては、後半、例えば今の一例でございすけれども、カナダ、EU、中国が共催をして気候変動に関する閣僚会合を行ったり、12月にはフランスが主催した気候変動サミットというようなイベントがございました。日本も先般、7月上旬に気候変動と安全保障に関する国際会議を、専門家レベルではございすけれども、主催させていただいたところでございます。

その次をめくっていただきますと、今、申し上げたとおり、経済問題としての気候変動というところにフォーカスしたスライドになってございますが、パリ協定の採択、発効もさることながら、国際的には再生可能エネルギーの飛躍的な規模の拡大と、それに伴ったコストの低下というところが投資対象として魅力を集めているところでもございまして、この傾向は今後続いていくと見られているところでございます。

再生可能エネルギーが広がれば、気候変動問題の対策の進展にはつながってくるというところでございますので、ディカップリングと呼ばれる経済成長が進むとともに、温室効果ガス排出が減るところも今後進展が期待できるところでありますので、日本としてもこの脱炭素化の流れは非常に重視して取り組んでいるところでございます。

外務省としましては、国内のエネルギー政策は直接所掌しているところではございせんけれども、例えばエネルギー基本計画に関しましても、外務大臣が閣議のメンバーであることもございまして、こうした国際社会でどのようなエネルギー動向があるのか等については、外務省なりの分析をした上で、政府部内での検討の材料にということで我々としても意見を出させていただいているところでございます。

また、もう一つの特徴的なところでございすけれども、気候変動の分野は、簡単に申し上げれば、最初のころは先進国と途上国の間の立場の乖離がございましたが、一方で再生可能エネルギーのコストの低下等の背景に、中国やインドといった新興国の中でも再生可能エネルギーというものが非常に拡大してきておりまして、これが昨今注目すべき動き

となってきました。

インドにおきましては、フランスと共同で国際太陽光同盟を設立し、声かけをしているというところがございますし、その次のスライドをめくっていただきますと、中国に対する気候変動分野における存在感発揮への期待感というものが、例えばフォーリン・ポリシー紙であったり、フォーリンアフェアーズ紙などにそういった記述が出てきていたりというところがございますので、それまでの先進国が取り組んでいる問題というよりは、こうした国々も存在感を高めて、より国際社会一体となって取り組んできているという状況でございます。

その次の気候変動サミットに関しましては、先ほど申し上げたとおり、12月にフランスのマクロン大統領が呼びかけたものでございますけれども、ここで一つ大きなテーマとなったのは、気候変動対策を進める上においてはどうしても資金が必要になってくるというところがございます。国家の資金動員だけではなくて、民間資金の動員もこの問題に取り組む上では非常に重要になってくるというところが一つの焦点となり、民間資金の動員についてマクロン大統領が呼びかけたというところが一つ特徴となっております。

目下、今、国際社会でG7の枠組みがどうなっているかと申しますと、残念ながら米国がパリ協定脱退を表明しているところがございますので、サミットの気候変動関連部分の合意に関しましては、やはり1対6という構図でとどまっているところがございます。一方で、現在調整が行われておりますところにおいては、アメリカをどのように巻き込んでやっていくかということが非常に重要になってきてございますので、来年のG20においても、まさにどのように1対19の構造を作らずに、きちんと国際社会全体として取り組んでいくかというところどこまで持ってこられるかというところが、我々の力量が問われているところであるかと思っております。

今年12月に、アルゼンチンが先にG20を行いますので、そこでどのような合意が見られるかというところが我々としては試金石になってくるかと思っておりますので、なるべく乖離を埋めるように、我々としても頑張っていきたいと考えてございます。

2018年の予定に関しましては、このようなおりでございますけれども、これから予定されることに関して一つ、この中で特徴的なところといたしましては、2018年の(5)にGlobal Climate Action Summitとございます。こちらに関しましては、カリフォルニア州が主催となって呼びかけているものでございまして、非国家主体の取り組みを非常に高めていきたいと思いますというところで、外務省としてもそうした機運の高まりというのは関心を持って見ているところでございます。

それが9月にございまして、9月の後半には国連ハイレベルウィークもございまして、そこでどういったイニシアチブの発揮があるかというところも一つ注目すべき点でございますし、その後、先ほど申し上げたとおり、G20においてどのような合意形成がなされるか、そしてそれに続いたCOP24では、2020年から運用が開始いたしますパリ協定の実施指針、ルールを策定するということが現在見込まれてございます。ただ、喧々囂々、まさに今、気

候変動交渉が行われてございまして、幾つかの部門においてはまだ隔たりがあるところ、この12月4日までにその隔たりを国際社会の間で埋めて、しっかり合意が見られるかということも気候変動分野においては大きなところとなっております。

言わずもがな、2019年の6月28、29日には、我々が主催いたしますG20サミットがございまして、冒頭で申し上げたとおり、日本がどのようにパリ協定に絡めて、気候変動分野における存在感をこの6月28、29日で発揮できるかというのが気候変動分野、外交分野においては一つ大きなところと我々は目してございまして。

その次のページからは、外務省としての取り組みの紹介でございまして。

今年に入りまして、気候変動問題に関しましては、昨年大幅に再生可能エネルギーの国際的な規模の拡大、コストの低下等が見られたこともございまして、我々としてはさまざまな方々の知見と経験を共有いただいて、どのようなことが気候変動分野において公平な観点から見て起きているのかということの有識者の方々にレポートをまとめていただくということで、外務省がお座敷を提供する形で、この「気候変動に関する有識者会合」を開催させていただきました。WWFさんを初め、NGOの方にも御参加いただいて有用なインプットをいただいたと考えてございまして。

提言に関しましては2部構成になってございまして、エネルギーに関する提言をまずいただいた後に、気候変動に関する提言をいただいております。こうしていただいた有用なインプットを得ながら、我々としても精力的に、気候変動外交についてより積極的に取り組んできているところでございまして。

その次は、我々、「隗より始めよ」というところからございましてけれども、やはり気候変動外交をうたう以上、外務省としても再生可能エネルギーの導入に取り組むべきではないかということで、RE100という再生可能エネルギー調達の比率100%を目指すというイニシアチブに、外務省としても申請書を出したところでございまして。

現在、予算の厳しい制約もある中ではございまして、外務省が旗を振ることによって霞が関の他の省庁、あるいは自治体といったところが、このRE100に関心を示し、続いてくれることを外務省としては期待しているところでございまして。

我々としても、こうした国際的な潮流を踏まえて、やはり時代は脱炭素化だということで、こちらは、官邸のほうもそうした意識を持ってくださったところがあり、また、昨今、こちらに見られますグリーンボンドの拡大だったり、ESG投資の拡大も踏まえて、総理のほうからは、今年の施政方針演説でも世界の脱炭素化を牽引していくのだという決意が示されていたところでございまして。

この6月4日の未来投資会議では、その次のページにございまして、温室効果ガス排出削減に関する長期戦略の策定に関して総理から指示が出たところでございまして。パリ協定に基づく長期戦略策定に向け、金融界、経済界、学界など、各界の有識者にお集まりいただいて、これまでの常識にとらわれない新たなビジョン策定のため、有識者会議を設置するとともに、その下で関係省庁は連携して検討作業を加速するようというところで、環境省、

経産省、内閣官房及び外務省もこの指示の対象となっておりますので、この長期戦略を伊勢志摩サミットの合意の2020年よりも十分先立って提出というところを守れるように、我々としてもできる限り早くこの長期戦略を策定できるよう頑張ってまいりたいと考えてございます。

今、環境、経済のところを中心にお話しさせていただきましたが、次のページに関しましては、気候変動と安全保障の関連性でございます。

気候変動が遠因となって、例えば民族の移動であったり、安全保障に影響を及ぼすような事案が起きているのではないかということで、G7の下では作業部会があり、これまで取り組みを進めてきたところでございます。

日本としても、こうした気候変動が遠因となった安全保障への影響が非常に外交上重要になってくるのではないかということで、我々はそれを脆弱性のリスクと呼んでいるところでございますけれども、それに関して昨年、日本としてアジア・太平洋州地域の報告書を出させていただいたところでございますし、先ほども申し上げたとおり、7月にはこのテーマに関する国際会議を主催し、我々としてもリーダーシップを発揮したと考えているところでございます。

次のページは、今、申し上げた我々が作りました報告書の中身でございます。御関心がある方におかれましては、外務省のホームページにこの全文のリンクが載っておりますので、御参照いただければと思います。

次のページは、アジア・太平洋州における国際会議の結果でございますが、国内外から100名以上の参加を得て、なかなか熱い議論が行われたというところで御報告とさせていただきます。

最後のページに関しましては、当課は積極的に情報発信が大事だということでTwitterやホームページで情報発信を心がけているところでございますので、御関心があればこちらのほうもフォローいただければと思います。

もう一つ、案内でございますけれども、8月23日に千葉商科大学において「再生可能エネルギー100%の社会の実現に向けて」というシンポジウムを共催という形で開催させていただきます。こちらは環境省、ICLEI、CANインターナショナルとJapan-CLPとの共催でございますけれども、ぜひ我々としてもこういう場も含めて取り組みについて発信をしていく考えでございますので、御参加いただければと思います。

駆け足にはなりましたが、私からは御報告は以上とさせていただきます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

前田さん、ありがとうございました。

多少時間がオーバーしているのですが、NGO側から何かコメントがあったらいただきたいと思っております。

●林（アフリカ日本協議会 特別顧問）

気候ネットの平田さんからお願いします。

●平田（気候ネットワーク 理事）

気候ネットワークの理事および、CAN-Japanの代表をしております平田と申します。一言だけ。

パリ協定が採択されて、脱炭素化が共通のゴールになりましたので、このように対面意見をもつて合うというよりも、横に並んで同じ方向に向かって議論することができるようになってきたと思っております。外務省さんはこの間、気候変動に向かって非常に果敢に、脆弱性の会合開催やエネルギー政策にまで踏み込んだ提言の取りまとめをいただいています。御紹介いただいたイベントは今、膝を詰めて一緒に企画させていただいているイベントでございまして、こうした協働の場が作っていているのも新しい試みだと思っておりますので、引き続きG20に向かってさまざまな会議を、市民を巻き込みながら取り組みを続けていただきたいと思いますと思っております。

一方で、GCAS、COP、G20と続く国際会議において、石炭火力発電を初めとするインフラ輸出には物すごく批判を浴び続けることになると思います。これはパリ協定と矛盾する、日本を代表する一番の問題だという認識ですので、ぜひこの方針を見直していただいて、COP、G20に向かっていけるよう、御尽力いただけますようお願いいたします。

○前田（外務省 気候変動課長補佐）

御指摘いただきありがとうございます。

最初にいただいたとおり、やはり横に並んで一緒に取り組んでいくことが気候変動の分野においては非常に大事だと思っております。この気候変動問題においては、NGOを初めとする市民社会の方々がずっと取り組んでこられたところに、今、一緒に肩を並べて取り組んでこられるところに、我々としても来たのかなと考えてございます。

後段でいただきました御指摘、まさに脱炭素化を牽引するということで政府としても申し上げてございまして、長期的なそうしたところに向かいつつ、さまざまな調整が必要になってくる分野でもございますので、外務省としましては気候変動外交を標榜しているところもございまして、引き続き再生可能エネルギーの拡大が重要だと、そうした論点も含めて働きかけをしながら、パリ協定のもとで着実に歩みを進めるよう頑張っている所存でございまして、引き続き応援をよろしくお願いいたしますと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

では、次の報告事項に移りたいと思います。「SDGs達成に向けた政府の取組報告」ということで、この議題につきましては、外務省地球規模課題総括課の甲木課長からお願いいたします。

○甲木（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

ありがとうございます。外務省の甲木でございます。

SDGs達成に向けた政府の取組について、お手元に2種類資料があると思います。1つは分厚目の横置き、もう一個は1枚物の縦紙でございます。

時間も限られていますので、ごく簡潔に。まずこの拡大版アクションプランの2018です

けれども、1枚めくっていただいて、これがまとめになっています。この部屋はSDGsの達人の方も多くお見受けするので、釈迦に説法かもしれませんけれども、上のほうに書いてあることを一言で言うと、要するに日本の成長戦略のど真ん中とSDGsが連動し始めたということだと思えます。

第5回の推進本部で決定されたものがこちらのアクションプランなのですけれども、ちょうど6月15日は骨太の方針、未来投資戦略が策定された日と同日ということなので、要するにこれらとSDGsがお互いに連動しているということが言えると思えます。

中身ですけれども、3つの柱を昨年末に掲げて、それに沿って今、車が走り出している感じなのですが、1つ目のところは企業とSDGsという柱で、Society5.0と連動していこうということで、主に2つここには掲げておりますけれども、イノベーションの重要性ということで、科学技術イノベーションの内外の動きを主導していこうということ。国内のほうは統合イノベーション戦略、知財戦略ビジョンというものと連動しながらしっかりやるということ。海外のほうはSTIフォーラムというニューヨークのフォーラムで、国連の星野次席常駐代表大使が共同議長をしておりますけれども、そういったところでしっかりやるということです。もう一つはスタートアップ支援で、SDGs経営推進イニシアチブを進めていきます。

この内容はビッグビジネスを念頭にという印象を持たれるかもしれませんが、この他に、例えば中小企業向けに、上場していなくてもSDGsを通じてビジネス環境が改善するといったようなところにも今後、光を当てていこうという話をしているところでございます。

2つ目の柱は自治体とSDGsで、これの目玉はちょうど矢印の真下ですけれども、29の自治体をSDGs未来都市に選定したところでございます。その中の10都市はモデル事業で、4,000万円ずつSDGsプランニングのシードマネーをもらっています。10以外の19は何もないのかというところではなくて、各省が持っている交付金や補助金や、さまざまなツールにおいて積極的に後押ししようとしています。ここで我々が期待していることは、要するに地方自治体が自分で官業をやるというよりは、地元でパートナーシップ、つまり地元の企業であったり、地元の市民社会団体であったり、いろいろな人と一緒になってSDGsの取り組みを地方でやっていくということです。これを未来都市のスキームを通じて、全国津々浦々までSDGsが行き渡らせるということを念頭に置いています。その他にも東京オリパラ、2025年の大阪万博誘致ともしっかり連動していこうとしています。

3つ目の柱、これは国際協力とも絡む面がありますけれども、次世代・女性のエンパワーメントなのですが、まず次世代については、そもそもプラットフォームがないので、総理から次世代プラットフォームを年末までに立ち上げろという指示がありました。これから主な若者を選定しながら、彼らを軸としていろいろな取り組みが見える化し、進めていきます。もう一つ、女性についてはWAW!とW20をback to backで来年春に開催しようということが決まったところでございます。

国際協力については、来年のG20・TICADの機会を捉え、日本の「国づくり」の経験を振り返ると、人を健康にし、しっかり教育をして能力構築を図って、いかなる状況になっても前に進んでいけるという人への投資を想到したのだと思いますけれども、そういった日本みずからの「国づくり」の経験に根ざして、人間の安全保障の観点から、保健・教育分野を含むさまざまな取り組みをG20・TICADで打ち出そうということで力強く指示を受けているところです。その他にもビジネスと人権等の取り組みも進めております。

それから、アクションプランを2枚めくっていただくと目次のようなところがあって、その後にはば一っとたくさんのポンチ絵があり、これが今回拡大版アクションプランと呼んでいますけれども、これは昨年末初めて世に問うた政府の優良SDGs施策の見える化なのですが、その施策を倍増しまして、合わせて今、140～150程度列举されるようになりましたけれども、要は各省に、私たちはこういうことをやっていますと施策を見える化して、そうすると皆様がアクションをとる時にこういったものを参照しながら、政府にこういう資源があるのだということをやよりわかっていただけるという思いで作っているものでございます。ちなみに、これを作る時には、SDGs市民社会ネットワーク様などからの貴重なインプットで、ボトムアップアクションプランという、市民社会の声を結集したすごく立派なものを事前にいただいたので、その内容なども参照しながら極力、各省とも相談しながら反映できるような事業はなるべくここでお示ししました。

これが最新の成果のざっとした御説明で、もう一個、ではこういう取り組みをやはり外に向けて打って出なければいかぬということで、ちょうど今月の半ば、ニューヨークでHLPF (High-Level Political Forum) がありまして、去年はいわゆるVNRと呼ばれる自発的国家レビューということで、当時の岸田大臣が行かれましたが、今年はその年でないということもあったので、種々どうやって訴えていくかという検討をしたのですけれども、日本政府主催のレセプションを開催して、そこに一つの光を当てるという形でアピールをいたしました。それがこの縦紙のほうなのですけれども、政府から岡本政務官が出席し、今、申し上げたような日本の取り組みの成果について御紹介いただくとともに、そこに他に経団連の企業行動・CSR委員長としてSDGsの責任者をされている二宮損害保険ジャパン日本興亜会長に御挨拶をいただいて、企業セクターの取り組みを紹介頂きました。それから、大阪の吉村市長にもお越しいただいて、先ほども申し上げたとおり、今、SDGsを軸に据えて2025年の万博招致の準備をしているということで、どういうふうに行っているのかということをお場で御説明いただきました。

その他、写真をごらんいただくと、ピカチュウも登場して、これは実は結構苦勞して、日本から着ぐるみを連れて行って、これは実は中に小柄な女性2人が交代で入ってやったり、意外と大変だったのです。これはちなみに国連本部の入り口のホールで、スプートニクと言ってロシアの衛星を宙づりにしてあるエントランスホールでやったのですけれども、ピカチュウがあらわれると、国連の職員、中にはお子さんを連れてくる方も大いに沸いて、日本のソフトパワーというものを実感した次第でございます。なので、こういう場

を使ってアピールをしました。

その他にもG20の関連で、アルゼンチンが国連機関と共催で、G20でSDGsというサイドイベントを行って、そこにはシュタイナーUNDP総裁や関係者が集まって、日本政府からも、我々は来年の議長国ということで声がかかったので参加してまいりましたけれども、そういった活発な議論が行われました。

HLPFは今回私は初めて参加したのですけれども、何と言ってもサイドイベントが大事なということで、もちろん議場でVNRの発表を各国これだけやっていますということをやっているのですが、それとともに、あるいはそれ以上にビジュアルなのは、そこでいろいろなイベントをやっているということでした。そういう意味で、日本のNGOの方々も、その前の週からずっといろいろと活動しておられましたし、あと、閣僚ウィークの間も、それこそ経済界を含めていろいろなイベントが行われて、その中で日本の取り組み、あるいは自治体ですね。北九州市がみずからの経験を語ったりということもありましたけれども、そういう日本国内のいろいろなSDGsの動きが、サイドイベントという形でショーケースされる。それはやはり我々のやっていることをアピールする上で非常に大事だったということが、参加してみても実感でございます。

時間が限られているので、最後に告知といえますか、「ジャパンSDGsアワード」について、昨年末に第1回で12の団体に表彰を行わせていただいたのですけれども、明日、8月1日から第2回の公募を始めますので、外務省ホームページに、今、SDGsプラットホームと呼んでおりますが、詳細を出させていただきますので、ぜひ熟読していただきながら、皆様の活動もさまざまなSDGsの観点から非常に有用なものが多いと思いますので、ぜひどしどし御応募いただけたらと思います。

昨年は、しんせいさんやジョイセフさんが12の団体の一角を占めて受賞されたのですけれども、ぜひ皆様の中の、あるいは関連する団体が多く応募されて、第2回はえある受賞者の一群に1つでも多くの団体が入っていただけたらということで、明日公募開始ですので、ホームページをぜひごらんいただけたらと思います。

私からは以上でございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

SDGs達成に向けた政府の取り組みについて、甲木さんから御報告いただきました。

これに関してNGOのほうからコメント、意見等ありましたら、所属とお名前をお願いいたします。

●堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。

甲木課長、このたびはどうもありがとうございました。

私も今年のHLPFに参加させていただきまして、子どもに対する暴力撤廃のサイドイベントを実施いたしました。日本の政府が子どもに対する暴力撤廃に力を入れて取り組まれて

いることも、非常に参加者から多くの関心を集めた次第でございます。

SDGs市民社会ネットワークからのボトムアップアクションプランについて御考慮いただきまして、今回拡大版に多数ポイントを反映していただいたことは大変感謝しております。一方で、日本のSDGsのモデルのあり方の方向性について、まだまだ引き続き議論させていただきたいこともあるかと考えております。

今後のプロセスについて確認させていただきたいのですけれども、今回、まず最初のアクションプランが2017年の12月に発表されて、拡大版が今年6月に発表されていますけれども、今後、例えば2019年版につきましてはいつごろ発表されるのか。また、拡大版も発表されるのか。あとは、2018年版の評価等をどうされるのか。2019年版に向けて、市民社会等もステークホルダーとして議論したり、意見を出させていただけの機会がぜひいただければと思っているのですけれども、そのあたりを教えていただければと思います。

○甲木（外務省 地球規模課題総括課長）

ありがとうございます。

SDGsの達人がこの部屋に多くいらっしゃると申しましたが、ちょうど死角になっていて、堀江さんはその最たるものなので、ありがとうございます。

さっき説明で、児童の暴力撲滅の話は説明の中ではしよりましたけれども、しっかり我々は取り組んでいるので、そういったところをまさにサイドイベントでも訴えられたかなど。

今のお尋ねは、このアクションプランの、政府のいろいろな取り組みをどうしていくかということで、実は来年、次は恐らく年末にまた次回の推進本部会合がある予定で、それに向けて準備をこれからしなければいけないのですけれども、正直言って、今、この瞬間どうしようということが明確に決まっているわけではありません。ただ、2つのことは言えると思います。

1つは、この政府の施策の見える化の努力。政府内でも種々バトルを経て立ち上がったプロセスなので、ぜひそれは引き続き拡充していくという思いで続けていくということは1つです。

2つ目にプロセスで、今、うまくインタラクションしながらやりたいということでしたけれども、我々としてもまさに、一方通行というよりは皆様が必要としているものにうまく応えていくということが大事だと思いますので、例えばですけれども、SDGs推進円卓会議の場なども活用し、あるいはその場をもうちょっとうまく活用してインタラクションを生むとか、はたまたそれ以外の形で皆様の声を吸い上げる方法はしっかり考えてまいりたいと思いますので、そういった声も含めて今後どうしていくか考えて参りたいと思います。

あと、これはちょっと先走り過ぎかもしれませんが、来年2019年がSDGsにとって一つの山で、秋には首脳級でレビューをする機会があり、4年に1回ということで首脳が集まる予定になっているのですが、その先、実施指針の改定というような話も来年中に出てくると思うので、そういう大きな流れの中でどういうふうにアクションプランの中身をより充実させていくのかというような、方向としてはどんどん拡充していくという方向で努

力し調整していきたいと考えています。それに当たってはプロセスでは皆様の声になるべく耳を傾けていきたいと考えています。

●堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー）

ありがとうございました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

どうですか。

●堀内（国際協力NGOセンター（JANIC） アドボカシー&コミュニケーショングループコーディネーター）

国際協力NGOセンター、JANICの堀内と申します。

昨年度第3回のODA政策協議会に続いて、今年度の第1回のODA政策協議会でも、このSDGsに関する議題が取り上げられたことは嬉しいかと思えます。また、その前の5月には、SDGs市民社会ネットワークを中心として、外務省とNGOの間でこのSDGsアクションプランに関する対話が行われたということで、それを引き継いでの今日の議題と考えております。

私から1点伺いたいことは、今年の9月にモンゴルのウランバートルにおいて、国連ESCAP、アジア太平洋経済社会委員会が主催する、持続可能な開発に関する北東アジアマルチステークホルダー会議が開催され、日本のNGOも何名か参加する予定ですがけれども、日本の政府から、外務省からどなたが行かれる予定なのか、もしくはそこでこういった発言、発表を予定されているのかということをお伺いしたいと思います。

○甲木（外務省 地球規模課題総括課長）

ありがとうございます。

9月のESCAPの会議については、まさに今、どうしようかと中でも準備を考えているところでございます。実は、ちょうどあの時期は役所的に言うと繁忙期で、予算の概算要求をして根回ししたり、いろいろなものが同時に進んでいる時期なので、そういう意味で霞が関がわいわいがやがややっている時に、どのぐらい本省なり東京から出張にいけるのかということ若干きついついところがありますけれども、いずれにせよ現地の関係者を含めてよく連携していきたいと思ひまして、もう一つ、今、NGOの関係者でまさにいろいろと行かれる予定があると伺ったのですが、ぜひ事前事後でよく連携したいと思います。

3月にバンコクで行われた地域会合に行っていましたけれども、やはりああいう横の経験を共有するという事は非常に大事だと思うので、我々の9月に向けた準備の観点からも、ぜひそこは連携させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

NGO側からは他によろしいですか。

時間も迫ってきておりますので、次の議題へ行きたいと思ひます。

3つ目の報告事項は「アジア閣僚級防災会議からの報告」ということで、防災・減災日本CSOネットワークの小美野さん、よろしくお願ひいたします。

●小美野（CWS Japan 事務局長）

よろしくお願いたします。暑いですね。

私はCWS Japanの小美野と申しますけれども、防災・減災日本CSOネットワーク、略してJCC-DRRというところで共同事務局をしております。

今月上旬に、モンゴルのウランバートルにてアジア閣僚級防災会議がございまして、さらに日本の市民社会としても行ってまいりまして、いろいろ活動をしてきました。本日はその報告をさせていただければと思っております。

このアジア閣僚級防災会議、略してAMCDRRは、仙台防災枠組というものをアジア太平洋地域にて推進をしていくといったモーメンタムを作っていく非常に重要な会議かなと市民社会側も捉えております。

日本の市民社会としては、こういったアジア閣僚級防災会議を含め、2015年の第3回国連世界防災会議においても、積極的に日本の防災の教訓を発信してまいりました。例えばですけれども、日本の自助・共助・公助の取り組みでしたり、ハードとソフトを効果的に連携した取り組みでしたり、地域力と連携した学校防災、早期警報、事前のリスク分析に基づく警戒区域設定、それに準ずる開発規制とか、企業の防災・減災に向けたさまざまな取り組みなど、日本から発信できる防災の教訓は多岐にわたるのかなと思っております。

日本のジェンダーと防災ネットワークでもありますJapan Women's Network for DRR、JWNDRRというところがございましてけれども、そこも今回、ウランバートルにてアジア地域のジェンダーにかかわる活動進捗の確認、ジェンダー多様性の視点に立った活動や政策に係る議論というものを行ってまいりました。

モンゴルでは、2018年から2020年の行動計画を含む仙台防災枠組実施に向けたアジア地域行動計画というものがございましてけれども、その実施促進を目的に、災害復興、災害リスク削減を通じた女性のエージェンシーですとか、リーダーシップの醸成をテーマにしたイベントが行われました。

一方で、こういった防災会議でなかなか取り上げられることがまだまだ少ないなど感じておりますのは、福島第一原発事故から日本が学んだことは非常に多くて、その一番大きなものは安全神話を作ってしまったこと。それは防災的に言うと一番やってはいけないことだと思っております。この件に関しては、2015年の第3回国連世界防災会議の時に、内閣府さんも発表の中で、安全神話から決別しますと明確におっしゃっておられました。その信念を私たちも共有しているわけがございます。

ただ、諸外国を見てみると、日本が犯した安全神話作りというものをまだまだ犯している国が多くて、次の原発事故が起きて初めて気づくのかなと思ってしまうところが結構あります。

日本が学んだ教訓を真摯に率直に諸外国に伝えていくということが、私たちが学んだことですか、安全神話作りをしてしまったということに対しての猛省をしていることを示すすべではないかなと思っております。

そういうことで、このたびのAMCDRRでは、仙台防災枠組は7つのグローバルターゲットがございますけれども、その中のターゲットE、すなわち2020年までに国や地方レベルの防災・減災戦略を有する国の数を大幅に増やすといった目標がございます。そういうターゲットに今回は焦点が当てられました。

この7つの仙台防災枠組のグローバルターゲットは、世界の防災・減災を推進していく上で非常に重要なものであって、このたびJCC-DRRとしても、仙台防災枠組の7つのグローバルターゲットに即した形で、原発事故対応に悩む日本のジレンマというものを発表してまいりました。それがお手元の資料でございます。これを一つ一つ中身を言っていくと持ち時間ではなかなか難しいので、詳細は省かせていただきますけれども、こういった形で、原発問題というものは諸外国に対して私たちがこうしろと言えるものではないですが、日本が学んできたこと、あるいは今、学んでいること、悩んでいることを積極的に諸外国に伝えていくということも、重要な市民社会の活動かなと思っております。

余談ですが、今回、Asian Disaster Reduction and Response Network、略してADRRNと申しますけれども、そういうアジア防災ネットワークの教導も行ってございまして、ウランバートルではLocal Leaders Forumというイベントも開催いたしました。このイベントは、草の根の防災リーダーを表彰するというイベントでございまして、このたびはモンゴル国の副首相、オーストラリアの国際開発太平洋大臣、インドネシアの国家防災長の大臣、ウランバートル市長、UN SRSGの水鳥さんにも御出席いただきました。現場のアクションがあってこそその防災減災であるというメッセージを強く打ち出したイベントになってございまして、2年後、今度はシドニーでアジア閣僚級会議が行われますけれども、そちらでも行うべく準備を進めているところでございます。

最後になりますが、防災・減災は一つ一つの教訓を共有して、災害リスクを克服していくという地道な活動が必要ではないかなと思っております。日本という国で、仙台という都市で採択された仙台防災枠組というものは、増え続ける災害リスクから人々を守るといった高貴の意思のもと、世界が協同の精神を示したということでした。

原発課題に関しても、政治的だからと話題を避ける人もいるわけではございますが、あくまで私たちは防災のプラクティショナーですので、そういった災害リスクの一つとして捉えて、日本が学んだこと、そして現在でも学んでいること、そういったものを積極的に世界に出していきたいと思っております。教訓として確立していなくても、日本が困っている、悩んでいる、ジレンマなのですということを出していてもいいのかなと思っております。それが真摯に、そして謙虚に、2011年の大災害に向き合う日本の姿勢というものを示すことにはなるのではないのかなと考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

防災・減災日本CSOネットワーク共同事務局の小美野様から御報告をいただきました。

それでは、外務省からコメントや御質問等ございますでしょうか。

甲木課長、どうぞ。

○甲木（外務省 地球規模課題総括課長）

防災も担当しておりますので、まさにモンゴルの会議ではありがとうございました。私自身は諸般の事情で行けなかったのですけれども、政府からもあかま副大臣、あといろいろと関係者が若干行きて、非常にいい議論があったという話を聞いておりましたけれども、そういう中で非常に貢献されたということに敬意を表したいと思います。

2つ目に、まさに防災は結局予防というか、予防に投資したほうがいいと。そのためには事前にどういったリスクがあつてということ把握しながら手を打っていくことが大事になってくると思います。その観点から、得たいろいろな教訓を次なる事態に備えての予防に活用していくという文脈の中で、今、いろいろなお話があつたと思いますけれども、そういった経験を共有しながら、リスクに備えていくということがまさにDRRといいますか、防災の一つの柱になるものだと思いますので、引き続きそういうところはよく連携しながら対応していきたいと思います。

それから、さっきのSDGsでは人間の安全保障から保健教育というところを特に強調しましたけれども、当然防災についてももしっかり力を入れていく。国づくりの基盤として、人づくりというものをやっていくのですけれども、人を守ったり、あるいは能力構築していく前提として、やはり国土が守られてというか、人が十分に活動する前提を作ることが当然重要で、その意味で防災というのは非常にレバントですので、そこもしっかり来年に向けていろいろとやっていきたいと思いますので、そのことはこちらがむしろ決意表明、今のお話を受けてコメントさせていただきました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

甲木さん、どうもありがとうございました。

今の甲木さんのお話を受けて、NGO側から何かコメント等ありますか。他はよろしいですか。

どうぞ。

●小美野（CWS Japan 事務局長）

少し余談ですが、今回の西日本の豪雨災害とかもありまして、日本という国は高齢化、少子高齢化で悩んでいる地域が多くて、その中での災害、防災対策というものは各国が学べるところが多いと思うのです。そういった日本だからこそ経験しているものを積極的にこれからもどんどん外に出していくということは大事かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

以上で、「アジア閣僚級防災会議からの報告」の議題を終わっていききたいと思います。

次へ行きたいと思います。4番目「特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて」というテーマです。市民社会スペースNGOアクションネットワーク、NANCiSのコーデ

ィネーターの加藤さんからお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

市民社会スペースNGOアクションネットワーク、NANCiSの加藤良太と申します。よろしく
お願いいたします。

私どもは国際協力分野の全国のネットワークNGOで組織をしている、ネットワークNGOの
ネットワークでございまして、以前は秘密保護法NGOアクションネットワーク、NANSLとい
う名前で活動しておりまして、この議題も例年その名前で出ささせていただいておるのです
けれども、今般、この5月から、この課題も含めて広く国内外の市民社会スペースの課題に
ついて関心を持って取り組むということで、現在のこのNANCiSという名前に改組して活動
を歩み始めたところでございます。本日の資料で設立趣意書などもつけていただいております
ので、またNGOの皆様にも、外務省の皆様にもお見知りおきをいただければと思ってお
ります。

本日は御報告として3点お願いをしております、1つは2017年中の外務省にかかわる特
定秘密の中で、ODAあるいはNGOの活動に関するものがあつたかどうか。あれば、その詳細
について可能な限りでお聞かせいただきたいということ。

2つ目が、以前から外務省からODAに関する業務内容については、特定秘密に該当しない
というお考えを聞かせていただいておりますけれども、現時点についてはいかがでありま
しょうかということ。

3つ目に、その内容について、これも以前からNGO側から文書化をお願いしたいとい
うことを申し上げておるのですけれども、それに関しても現在お考えはいかがなものであるか
ということについて、御報告をお願いしたいと思っております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

NANCiSの加藤コーディネーターから御発言をいただきました。ありがとうございます。

それでは、外務省側ですが、官房総務課の角補佐より、3点につき御回答をお願いします。

○角（外務省 大臣官房総務課 課長補佐）

大臣官房総務課の角でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取り扱いについて説明させていただ
ければと思います。

事前にも御質問を3点、大きく2点で2つ目を分けると3点になりますけれども、1つ目が
2017年中に特定秘密に指定された情報が、ODAに関する情報やNGOの活動に影響を及ぼすお
それのある情報であるか否か、そうである場合、どのような情報か、可能な限り具体的に
御報告をお願いしたい。

2点目及び3点目になりますけれども、本件につき、議題とした過去3回の協議会では、外
務省から「ODAに関する業務内容については特定秘密に該当しない」旨、明言いただいでい
るが、現時点においてはどのように考えておられるか伺いたい。

これが3点目になると思いますけれども、かねてNGO側からは原子力規制委員会が核関連情報の不指定方針を文書化した例を挙げて、上記内容が文書化されるのが望ましいと伝えられているが、これについて外務省側はどのようにお考えか伺いたいという御質問をいただいております。これら3点につきまして御説明申し上げたいと思います。

1点目の御質問につきまして、2017年、昨年外務省が特定秘密に指定した情報は、平成29年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対して提供のあった情報1件のみでございます。また、昨年末時点において外務省が特定秘密に指定している総件数は、先ほど述べました1件も含めて、合計で37件です。

これらは、本年5月18日に閣議決定され公表されました、国会報告と我々は呼んでいるものですけれども、「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関する報告」にも記載されているとおりでございます。そして、この37件の中に、国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象情報とする指定は含まれておりません。

また、過去3回の本件協議会にて当省から回答させていただきましたように、特定秘密の指定に際しては3つの要件、すなわち、①防衛、外交、いわゆるスパイ活動、テロリズムに関して、法律の別表に掲げる項目に該当するかどうか。また、②公になっていない情報かどうか。③我が国の安全保障に著しい支障があるため、特に秘匿する必要があるものであるかどうか、という3つの要件を満たす必要があり、この3点をしっかり検討し、最終的には行政機関の長である、当省で言えば外務大臣が判断する必要がございます。これらの3点の要件に照らせば、国際協力局が主管として取り扱うODAの業務内容が特定秘密の対象となることはないと考えております。

また、2点目の御質問につきまして、過去3回の本件協議会にて、当省から、①外務省において国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象情報とした特定秘密の指定は現に存在していないこと。②治安情勢なども含め、海外安全情報等の形でこれまで援助関係者に提供させていただいてきている情報の一部を、新たに特定秘密に指定し、秘匿するということは今後もないことなどを説明しておりますし、この考えについては現在も何ら変更はございません。

最後の点、3点目でございますけれども、これらの発言内容は、今、まさに速記をされていると思いますけれども、外務省としての正式な説明でありまして、これらは詳細な記録として残り、外務省のホームページ上にも例年公開されています。文書化につきましては、過去、昨年及び一昨年の本件協議会にて当省から説明を差し上げましたとおり、そうした実態を踏まえて、省内で検討した結果として、外務省としてはこの記録文書において、外務省の立場は十分示されていると考えておりますので、別途の文書を作成する必要はないと考えております。

私からの発言は以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

角さん、どうもありがとうございました。

角さんの発言に対して、NGO側から何かコメント等がありますか。ありませんか。他にもないですね。よろしいですね。

ありがとうございました。

それでは、「特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて」という議題については、これにて終了したいと思います。

次に行きたいと思います。5番目の「ODAの枠組みでの軍への協力について」というテーマです。これは武器輸出反対ネットワークと日本国際ボランティアセンターの共同の議題として提出されております。日本国際ボランティアセンターの長谷部さんのほうから説明をしていただけるということで、お願いいたします。

●長谷部（日本国際ボランティアセンター 事務局長）

よろしくお願いいたします。

議題の背景にありますように、新しい開発協力大綱の中で、非軍事の原則を明記しつつも、一定の枠、また個別的な、具体的な検討の上で、軍への目的も認める内容となっています。

議題にかかわる論点のほうでも書かせていただきました。これまでNGOで、我々、日本国際ボランティアセンター、武器輸出反対ネットワークのほうは、民政目的であっても軍事目的に転用されるおそれ、また、日本のODAが歯どめなく、海外の軍への協力を強化していくというところを危惧しています。

また、本日SDGsのアクションプランのほうで、17ページなのですが、主な取り組みの平和と安全・安心の社会の中で「平和のための能力構築」という箇所がございます。こちらを見させていただいても、今後、日本が海外の軍への協力が主流化されるのではないかという危惧をますます強く抱いております。

既に外務省の方はごらんになられているというところで、細かく御説明はしませんが、議題の論点がございます6つの点に関しまして、この場で回答をいただきたいと考えております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

日本国際ボランティアセンターの長谷部事務局長から発言をいただきました。

それでは、外務省側ですが、国際協力局政策課の今福課長よりよろしくお願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

国際協力局政策課の今福でございます。

この論点はこれまで何回も御質問いただいて、いろいろと何度か意見交換をさせていただきましたけれども、まさに皆さん御心配されているとおり、ODAがどこに行くのかと。ただ、これはこれまで何回も申し上げてきているとおり、今の開発協力大綱の中でも非軍事ということは大きく書かれておりますし、そういった中で、その枠組みは崩れることはないということは私どもとしても、そこは必ず維持しなければいけないところだという認識

のもとで案件を実施してきております。

そういう中で、今日いただいた6つの質問について、まとめて順次答えさせていただきますと、まず最初の検証・モニタリングの話、これはこれまでの協議会の中でも御説明してきたとおり、最初に調整段階から、ちゃんと非軍事になるような内容にしようという協議はした上で、その上で実際にODAを協議する時の交換公文等締結する時の届け文書等の中でも軍事転移をしないというようなことを、ちゃんと文書の形で先方からとって、その後、最後モニタリングというところまでこのステップを踏んで、こういった幾つかのステップを設けることによって、ちゃんと非軍事に使われていますよということを担保するというのをこれまで申し上げてきたわけです。

例えば適正会議等で報告させていただいている案件は事前配付資料で配らせていただいたと思いますが、その中で、これらについて今のところ、案件完了後1年たった段階でモニタリングをするようにしましょうと。なので、まだ当該案件が1年たっていないものがございまして、今回お出ししたリストの中の全ての案件が対象になっているわけではありません。

そういう中で、例として御紹介させていただきますものは、リストの中でいいますと2番目にありましたインドネシアの海図作成の案件で、これは海洋業務センターの職員、軍籍を有する職員の方ですが、その人たちが参加しているということで、これは適正会議のほうにも御報告させていただいた次第でございます。これにつきましては、1期目、2期目がございまして、1期目の事後報告という形で現地の大使館を通じて確認をさせた結果、引き続ききちんと海図作成という当初の目的に沿った形で実施されているということは担保されておりますということでしたので、それを御報告させていただいております。

それ以外の案件につきましても、案件の今、申し上げたようなものについて、実際、ちゃんと現地ベースで確認をとってもらうように、現地に我々の本省のほうから随時指示をして、適宜確認をとっていくようにしております。

問いの2番の「ODAを利用した軍への支援の方針を伺いたい。その場合、『実質的な意義』をどのように定義しているのか」につきましては、これは軍や軍籍を有する人に対する開発協力の実施に当たりましては、協力の趣旨・目的、対象主体、内容・効果の観点といったものを個別具体的に検討を行い、実施の可否を判断してきております。これは、これまでの御説明のとおりだと思います。

続きまして、その次の問いの3番の「個別具体的に各国にどのようなODAを利用した軍への支援をこれまで実施し、今後も検討しているのか」という御質問につきましては、これは軍や軍人に関係する協力案件というものは、これも事前提出させていただいた資料の案件リストに書いてあるとおりでございます。それを眺めていただきますと、大体どういう分野かといいますと、防災とか行政能力向上といったものですので、軍で使いますという話ではないということが、大体ごらんになっていただければおわかりではないかと思えます。

前提として、ODAを軍事目的に用いませんという原則につきましては、これは先ほど申し上げましたように、現在の開発協力大綱のもとでも顕示されておりますので、今後もそういった非軍事目的の案件というものを検討する場合には検討していくという考えでございます。

あと、4つ目のポツは、『武器輸出に向けてODA（政府開発援助）のような新たな仕組みを作るよう指示しました』との報道があるが、その場に外務省幹部は同席していたのか。また、この検討作業について、外務省はどのように把握しているのか、具体的に知りたい」というお尋ねをいただいておりますが、これは正直に申し上げまして、ODAでまさに武器輸出、いわゆる経産省が所管している貿易管理令上の武器に該当するものというのは、例えば巡視艇の防弾ガラスの部分とかあるのですけれども、それは防管令の特例ということで外して出している事例はございますが、いわゆる本当の武器の、軍艦を出しますとか戦闘機を出しますとか、戦車を出しますといったことは、そもそもODAでは全く想定されていない世界なので、私ども国際協力局の中では少なくとも今、御指摘というか報道にあったような仕組みを作ることを検討しているというような事実は今のところございません。

問いの5番、「能力構築支援の枠組みで自衛隊がこれまで各国への支援を実施している。『(防衛省は) 今後、政府の途上国援助（ODA）などの連携も視野に入れる』という朝日新聞の報道もある。防衛省とどのような連携をODAの枠組みの中で検討しているのか」という御質問につきましては、防衛省と連携するという事柄も、これも先ほどのODAという枠組みでやる以上は、非軍事というところは枠として外せないものになっております。

例えばどんなものがあるかということ、先ほどの事前提出させていただいているリストの中でいいますと、7番ですかね。例えば、パプアニューギニアの軍楽隊の楽器を草の根文化無償で外務省が供与しました。その楽器を使って防衛省の音楽隊がパプアニューギニアの軍の音楽隊の演奏指導を行うというようなコラボレーションはっております。それ以外に何かやっているのかと言われると、実際ノウハウがあるものとしたしましては、防衛省、自衛隊が持っているものは、災害発生時の被災地での支援はあるかと思っておりますが、いずれにせよ、軍事的なものについて防衛省にODAの資金を使って協力を依頼するということは行っておりません。今後もその方針は変わらないということでございます。

問いの6番で、ODAであるか明確ではないが、今後のインドネシア支援において「離島にレーダーや巡視艦を提供して沿岸監視能力の強化も支援する」という報道があるが、このような支援を実施する場合、主体となる実施機関はどこかというようなお尋ねでございますが、これにつきましては、いろいろと沿岸監視能力強化といった場合、基本的にODAでは私ども支援しておりますのは、日本の場合、海上保安庁に御協力いただきまして、要するに各国の沿岸警備隊とか、そういうコーストガードの人たちに対するキャパシティー・ビルディングとか、沿岸協力隊で使う巡視艇とか、あと、あり得る話といたしましては、各国の水産庁のようなところの漁業監視船の乗組員のトレーニング、そういったものを想定されておりますので、例えばインドネシアでどこかと言われれば、今の話でいきますと、

インドネシアの沿岸警備隊であり、また、インドネシアの海洋水産省といったところが実施主体になることが想定されると思います。

簡単ではありますが、私からは以上でございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

今福さんからの今の御説明に対して、NGO側からさらに何かありましたらお願いいたします。

●杉原（武器輸出反対ネットワーク（NAJAT） 代表）

武器輸出反対ネットワーク（NAJAT）代表の杉原といいます。

お答えの中で、4番目の昨年報道された官邸に当時の財務省の主計局長が呼び出されて、武器輸出版のODAのような枠組みづくりを検討するよという指示があった。その場に外務省幹部が同席していたのかということについては、報道のような事実はないというお答えだったのですが、私のほうでは確かな情報として、閣議後に財務省の主計局長を呼び出して、その場に河野外務大臣と小野寺防衛大臣が同席されていたということ把握しているのです。ですからどういう趣旨でそういうお答えをされたかよくわかりませんが、事実としてそういう指示がなされたということは間違いのない事実です。

その後もなぜそもそもそういうものが検討されたかということ、直接的にはマレーシアにP-3Cという対潜哨戒機を無償で譲渡する。その場合に単に無償で渡すだけではなくて、その後かかるメンテナンスや補修の費用も日本で持つような枠組みを作れないかという趣旨なのです。なぜそこまでやろうとしているかということ、マレーシアの高速鉄道商戦で中国に勝ち抜きたいという意図があると私たちは見ているわけですが、ただ、これはその後、マレーシアで政権交代があって高速鉄道自体、中止になりましたが、そこで終わらせるかということそうではなくて、今後の武器を含めたインフラ輸出のための道具として、こうした枠組みを作るべきだということで作業が継続されているようだという把握しているのです。

先ほどのお答えの中で、外務省として非軍事を大きく掲げて、その枠組みは崩れることはないんだというお話を一方でされている。もしそういうお立場であれば、武器輸出版のODAのようなこういう枠組みづくりが、しかも納税者である私たちに秘密裏に財務省中心に外務省も知った上でもし進められているのだとしたら、非常にゆゆしき事態だと思うのです。

ですから本来、非軍事をしっかりと掲げられるのであれば、財務省主導で今やっているこの秘密作業について中止をさせるなり、あるいは少なくとも情報を公開して私たちもきちんとそれを見ることができると最低限進めるなり、そういう形の関与を外務大臣初め、外務省としてしっかりとっていただかないと、こういう動きが平気で進んでいくと外交が武器ビジネスに従属するというか、武器ビジネスの道具になっていくような今の政権の流れが加速していく。しかもそこに使われるのは私たちの血税なのです。ですからこれは絶

対に見逃せない動きだと思しますので、先ほどのような事実がないという答弁ではなくて、もっときちんと答えてほしいのです。

○今福（外務省 政策課長）

先ほどの答弁、今おっしゃったのと若干違うと思うのですけれども、私が申し上げたのは、事実がないと申し上げたのは少なくとも今そういった話について、国際協力局で検討しているという事実はございません。要するにODAの世界の話でそういうものは私は知りません。なぜならば、私の所掌事務というのは残念ながら申しわけないのですけれども、ODAの中の話でしかございませんので、今おっしゃられたような大臣が誰々が同席していましたというところにつきましては、そこは申しわけございません。私の不勉強で承知しておりませんので。

●杉原（武器輸出反対ネットワーク（NAJAT） 代表）

事前にこちらは質問で投げているので、きちんと調べて誠実に回答していただくべきです。だって事前に事前協議から含めて投げているのですよ。きちんと確認をして、所掌でなくてもその所掌のところに確認をして、本当にこういう事実があったのかということを引きちんと確認して今日、答えをいただかないと、何のために今日来たのですか。それはどうなのですか。なぜやらないのですか。

○今福（外務省 政策課長）

その部分につきましては、おっしゃるとおりだと思いますので。

●杉原（武器輸出反対ネットワーク（NAJAT） 代表）

では事後できちんと回答していただけますか。

○今福（外務省 政策課長）

関係する部署に確認するようなことはしていきたいと思えます。

●杉原（武器輸出反対ネットワーク（NAJAT） 代表）

回答をきちんとしてください。

○今福（外務省 政策課長）

それを担当する部署があれば、そこに確認いたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

まだありますか。

●長谷部（日本国際ボランティアセンター 事務局長）

検証、モニタリングに関する回答ありがとうございます。まだ実際の事後の案件がそうないということで、1件だけ今回述べていただいたのですが、適正会議の中でもいろいろな案件を扱っている中で、正直、十分にどこまで議論されているのかなという心配があります。

これは要望なのですが、全ての軍人に対する支援というところのモニタリングの結果を、第三者も見られるような形でウェブ公開をしてほしいというのがこちらからの要

望です。

また、その時にこういったモニタリグの内容、こういったところもきちんと見てくださ
いという項目に関しまして、近くNGOから要望として出したいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

まだありますか。少し時間が押しているものですから、あまりないのですけれども、伊
藤さん、お願いします。

●伊藤（ヒューマンライツ・ナウ 理事・事務局長）

ヒューマンライツ・ナウの伊藤と申します。

公開資料を出していただいて大変ありがたいと思います。

30番のフィリピンの事例を見ますと、フィリピン国家警察に対してテロ対策機材を供与
するというので、テロ対策分野に対する法執行能力の向上を図っております。テ
ロ対策機材というのが何なのか非常に懸念される部分であるし、軍事協力というだけでは
なく人権侵害につながる部分だと思っております。

特にこの案件が2017年3月からということなのですけれども、その後の事態としまして
2018年2月に御承知のことと思っておりますが、国連専門家を含む人権活動家、専門家などが大量
にテロリスト指定をされております。そしてフィリピン軍ですけれども、戦争犯罪などを
裁く国際刑事裁判所条約から脱退しております、そして軍による民間人への人権侵害と
いうものが非常にひどいということが報道されている状況もございますので、こういった
案件が人権侵害につながりかねないと懸念される案件ではないかと思っておりますので、そうい
った事後に起きた重大な問題も含めて、モニタリングをしていただきたいということをお
願いしたいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

高橋さん、簡単に短くお願いいたします。

●高橋（ODA改革ネットワーク 世話人）

ODA改革ネットワークの高橋です。

外務省の開発協力適正会議のメンバーでもあります。まず、開発協力大綱の改定の趣旨
は、さまざまな部分でグレーゾーンが増えてくるだろうから、つまり軍と人道支援だとか、
企業とNGOだとか、ODAと政府と企業がいろいろな形で連携が進めば、グレーゾーンが増え
てくるでしょう。そこのようにしていくのか、それを積極的に捉まえていこうというの
が恐らく今回の開発協力大綱改訂の趣旨だったと思っております。

ということは、逆を言えば曖昧な部分が増えてくるのであったら、モニタリングできち
んとこれは軍的活動だ、これはそうではないんだということがちゃんとと言えないといけな
いと思うのです。ただ口先で、これは非軍事ですと標榜するだけでは十分ではなくて、そ
れをきちんと証明するようなことがモニタリングでできなければいけない。先ほどインド
ネシアの巡視船の話がありましたけれども、あの時に私たちから質問をさせていただいた

のは、海上保安庁だけが単独で行動することは現実のオペレーションではないはずなので、実際には、後方に必ず海軍が控えていないと非常に危機的な状況には対応できないからです。そういう中であって日本のODAで供与したものがどのように使われていることをチェックし、検討できなければいけない。しかし、その現実をきちんとモニタリングできるのか、ということが質問の趣旨だったのです。

今後公開していただくということだったので、そういったモニタリングのあり方も含めて工夫していただいて、公開していただければありがたいと思っています。それが透明性を確保することだろうと考えています。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

幾人かの方から要望と質問というのがありましたけれども、何か今福さんから。

○今福（外務省 政策課長）

まず最初のフィリピンの件につきましては、これはまさに経済社会開発計画でやっておりますので、どういう品目を調達するかというのを先方政府と調整しながら調達していくものになります。テロ対策機材として一般的なものというのは、例えば空港の金属探知機みたいなものとか、ああいう機材とか、無線機とか、そういったものが非常に主な品目としてこれまで実績としては調達されてきています。ただ、おっしゃられるような人権侵害というものがなくどうかにつきましては、今後そういった調達品目を決めていくプロセスにおいても、念頭に置いた上で考えていきたいと思えます。

2点目、高橋さんから御指摘いただきました話につきましては、おっしゃるとおりでグレーゾーンというか、まさに今までのODAなのでちょっとでも何となく軍ばいものは絶対にやりませんみたいな固いところからもう一步踏み出しましょうというのが、今回の大綱の話だったと思えます。それはまさに積極的平和主義という中で軍事ではない部分で日本はどれだけでもっとできるか。そういうチャレンジだと私どもも認識しております。

そういった中で供与した機材が軍に使われていないかどうかというのは、まさに御指摘のとおり、モニタリングする時にきちんと軍関係者というか当事者だけに確認するのではなく、さまざまな角度から確認する必要があると思えますし、公開云々の話につきましては、先ほどお話しいただきましたけれども、当方として全部公開するとは言っているわけではないのですが、どういった形で何がお示しできるか。少なくともこういう案件をやっていますということは適正会議では少なくとも報告させていただいて、皆さんにもごらんになっていただけるようにしているわけですから、私どもとしても説明責任というものを果たす上でどういった形でお示しできるか。それは検討させていただきたいと思えます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

今福さん、どうもありがとうございました。

時間が短い中での議論で十分深まっていないところがあるかと思えますけれども、事前に出された質問についてまだお答えいただけていない部分があるということがわかりまし

たので、そこについては後で御対応いただけるということと、モニタリングのあり方をこれからも検討していく。広報の仕方についてもよりよい仕方で説明責任を果たしていくというお話があったかと思imasので、そういうまとめ方でよろしいでしょうか。

○今福（外務省 政策課長）

先ほどの杉原さんがおっしゃった件について、関係する部局を探して確認してみます。

1個だけよろしゅうございますか。恐らく谷山さんからあると思imasけれども、私はもう出ないといけないものですから、一言だけ申し上げさせていただきますと、先週、7月25日に大臣のもとでODAの有識者会議を開催させていただきました。前日、前々日に若林さんからもいろいろとお話させていただきました。

今回、大臣のイニシアチブということでああいう委員会が開催されて、これまでこういった協議会の場を通じてJANICさんとかNGOの皆様方とはお話をいろいろさせてきていた中で、事前にこういうふうにやりますよというのを一言、お話しておけばよかったなというのが正直、私が反省しているところなのですけれども、実際にそれで先週1回、大臣のもとで有識者会合が開催されまして、内容は報道に出ていたとおりなのですが、どうすればNGOの皆様方にもう少し御活躍いただける場、ODAの場で御活躍いただける場を広げられるか。そういったことについていろいろ議論させていただきました。JANICを通じていただきました資料については、これは委員の先生方にも配付させていただいておりますということだけ1点、私の反省を申し上げると同時に、御報告だけさせていただければと思imas。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

では谷山さんからお願いします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。ここにいる皆さん、今、何の話をしているかわからないかもしれないので、資料の一番最後のほうに今日の議題になかったのですけれども、急遽とてもNGOと外務省との関係について重要なテーマですので、この政策協議会のコーディネーターからの意見書という形で資料に添付させていただきました。

これについては今、今福課長から説明してくださったように、これまではこうしたODAに関する有識者懇談会が開催、設置される場合には、事前の通知あるいは相談、そして同時にNGOの委員を指名するに当たってのNGOからの推薦を受けるかたちでした。JANICなどNGOの連合体の窓口を通して行うという形で、開かれた形でのアカウントビリティが担保されてきました。これは恐らく1つの慣習法的な申し合わせだったと思imasところですが、今回は何ら通知も相談もNGOの公募といimasか推薦もなく、急に報道されたことに対して多くのNGOが強い懸念と遺憾の意を持っていて、あの報道があった後、かなり広くNGOの間で強い意見が交わされたという事実があります。その議論の中で幾つかのNGOネットワークが意見書をまとめ、今福さんに提出させていただいた。それは今、説明してくださったように実際の懇談会でも配らせていただいたということですので、そのことは感謝申し

上げます。

多くの意見書に共通しているのは、当事者の参加なき、あるいは事前の通知なきNGOの強化というのは一体何なんだという話です。私たちが強化されるのに私たち自身が知らないというのは、これは全くおかしい話なのです。あとは政策協議会のコーディネーターとして言わせていただいているのは、ODAの質の向上、そしてアカウンタビリティの向上を目指すODA政策協議会においては、大事なSDGsの目標17における対等なパートナーシップということと、市民社会組織の政策環境という意味において、これが担保されるということをも一つの標榜として挙げておりますので、政策協議会にとってもとても大事なテーマだと思いますので、ぜひ二度とこういうことがないようにということが1つ。

もう一つは、この後の実施の過程の中でも、例えば幾つか私たちのほうから提言に書かせていただいていますけれども、ODA政策協議会の場で報告をする。意見を聴取して反映するという場を設置していただきたいということを申し上げます。よろしく申し上げます。

○今福（外務省 政策課長）

御意見を伺う件につきましては、局長とも相談しておりますし、前向きに検討させていただきたいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

今福課長、ありがとうございました。

お聞きの皆さんには、突然何が始まったかと本当にわからなかったと思うのですけれども、NGOにとって非常に重大なことが起こったということで、急遽、議題にありませんでしたが、こういう形で今福課長、谷山さんに意見交換をしてもらおうという場を設けました。申しわけありませんでした。

それでは、次の議題へ移っていきたいと思います。6番目の議題、プロサバナ事業に関する河野太郎大臣「指示」と反する現状についてというテーマです。日本国際ボランティアセンターの地域開発グループマネージャーの渡辺さん、よろしくお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。日本国際ボランティアセンターの渡辺です。本日はよろしくお願いいたします。

今日は議案書と報告資料を配付しておりますが、報告資料を見ながら報告をさせていただきます。

議題の背景なのですが、本件につきましては2012年12月以来、5年以上にわたって、また、20回以上にわたって本協議会あるいは事業に関する意見交換会の場で協議を続けてまいりました。その中で現地で起きている人権侵害であったりとか、主にJICAによる現地の市民社会への介入、分断といった問題について指摘をして、改善を求めてきたわけなのですが、全くそれが改善されないどころか悪化をしてきたことを受けて、昨年4月に現地の住民11名が、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立てを行っております。その後も協議会で議論を続けているわけなのですが、昨年12月に今福課長か

ら事業が外務省の判断でとめられている、中断していることが確認されております。

その中で、とまっている中で3月初旬に事業に関する河野太郎外務大臣の指示というものが外務省から出されたわけなのですが、この指示が反故にされていると我々が受けとめている事態が継続していることを受けて、このたび報告をさせていただいております。その中には1つ、現地の人権侵害というものがまた新たに起きているという状況がありますので、これについても報告をしたいと考えています。

大臣の指示の内容なのですが、こちらはホームページ等に載せておりますので、本日も引用しておりますので詳細はそちらをお読みください。ポイントは、要は事業への反対派を含む人たちの声も聞きながら、参加型意思決定ルールに基づいて議論を実現しますよということ。もう一つは、事業の再開に当たってやり方、進め方というのをちゃんと日本の市民社会あるいは現地の市民社会、農民たちに相談をしたいので届けてくださいねということ。もう一つは、先ほど申し上げた人権侵害に対応しなければやらないんですよということが、こちらは4ページにあるのですが、外務省さんから確認をされております。

そういうことがあったので、現地の農民、市民社会、そして我々もこの異議申し立てから約1年たつ中で、一連の出来事を考えるに、外務省さんから事業にかかわる課題に対して一定の理解が示されたのかなと思ったのですが、全くそれと反する動きが3月下旬に始まっています。それというのがこういった大臣の指示があったにもかかわらず、3月下旬にJICAの資金援助で突然、事業の再開をするためのキックオフのミーティングが4月4日に開催されることが発覚しました。これは現場からも我々の側からも中止を申し入れたのですが、強行され、その結果、4月4日の会議議事録、資料3ページ目ですね。ここに「我々は前進しなければならない。私たちとして皆に同じ考えを持ってもらうことはない。一部の人々はプロサバナの前進を望まないかもしれないが、私たちは前に進まなくてはならない」ということが、現地の政府関係者の発言として記載されています。これが本当に参加型意思決定に沿うものなのかということは、1つ疑問に思います。

また、そういった中で開催されたにもかかわらず、今後の事業のマスタープラン策定スケジュールというものが配られました。これらは一切、現地の関係者で反対の声を上げている方々への相談は一切なく進められています。

こうしたことを受けて私たち、資料の11ページ目と12ページ目に要請文と声明というのを挙げているのですが、こういうものを出しています。要は現地の人たちからすると、言葉がすごく強いのですが、期待が大きかった分、裏切られた、あるいはだまし討ちに遭ったというような感情を今、事業に対して抱いています。やはりこの大臣の指示が反故にされた状況を踏まえて、外務省さんとしてどうするつもりなんだということをここで今日、確認できればと思います。

一方、人権侵害は昨年4月に異議申し立てをした後に、11月にガイドライン違反なしという結果が残念ながら出たわけなのですが、その直後に現地で事業の中心を担う農務

局長から現地で反対の声を上げる人々への抑圧的排除の発言というものが四角の囲み、3ページの下で囲んであるような発言というものが行われました。これに対して、一方で私たちが期待を持ったのは、昨年12月のODA政策協議会で大場さんから、人権の問題というのは非常に重要なので録音があれば対応しますよと言われたので、その際の農務局長の発言についての録音を御提出し、3月1日の協議会では牛尾審議官から録音の内容というのは人権侵害に当たるというような見解が、4ページ目の下にあるとおりに共有をされています。

ただ、一方で外務省さん、JICAさん、どのような対応をされたかといいますと、結局、人権侵害を引き起こしている当事者である農業省農務局長にこの録音の内容を伝えて、配慮を求めるということだけしかしていません。配慮を求めるといふこと、あるいはそういったことを伝えてくるということは、これまでもされてきていた。なので大事ですとか、そういうふうなことで全く対応されてこないのだから録音を渡したのですけれども、結局そのような御対応しかしていただけていません。

そういうことをしている中で、では何が起きているかという、5ページ目の最後から、本件について録音を提出した後に、公開書簡というものを我々はJICAの理事長宛てに出しているのですけれども、これについて録音の声の主というのが人権侵害的な発言をした農務局長の発言だということが確認できているにもかかわらず、その録音がどこで、誰によって撮られたものなのかというのがわからなければ、人権侵害として外務省は認定できない。なので我々はその録音提供者を守るためにその方の声であったりとか、どこで撮られたということは最初、隠して録音を提出したにもかかわらず、そういったことを求められています。

そのやりとりというのが公開書簡後のやりとりということで、6ページ以降、載っています。そういう中であまりにも対応していただけない、そういったことを求められるので7ページ目にあるとおり、本当に具体的にどんなイベントでその録音が撮られたのかということを示した上で、これがないのかどうかの確認というのをJICAに依頼したわけなのですけれども、7ページ目の四角囲みの中にあるように、こういったイベントはなかったということで、現地の州農業局が回答しています。

ですが、7ページ目、8ページ目にあるとおり、また、添付で17ページ、18ページに資料をつけているのですが、現地の報道で当該のイベントというものがあって、8ページ目にあるとおりズクーラ局長がそこに出て発言をしておられる写真が載っている。なので要はそのように援助して、人権侵害がある、これまでそういうことを訴えてきた中で改善を求めて、なかなか改善してこない中で、市民社会の側から来る情報を信じていただかず、現地の側に配慮を求め、あるいは対応できない、認定できないということが続いてきた結果、州農業局がJICAに平気ですつきながら事業を行うような事態になっていて、果たしてこれで現地の人々の人権を守りながら事業ができるのかなというような状況になっております。

これを受けて9ページ目、7月23日に河野太郎外務大臣の代理として梨田国際協力局長と

面会をいたしました。そこでは先ほど申し上げましたとおり、大臣の指示が反故にされたことを受けて、ではどうするのかということでボールを外務省さんのほうに投げております。というのは10ページ目の最後にあるのですけれども、ガイドラインの審査報告書というのは、ガイドライン違反はないと出たのですが、最後に提言というのがされているのです。そこには現地で事業に対して当事者間、JICAだったり外務省だったりモザンビーク政府あるいは現地で反対の声を上げる人々との当事者間の認識の違いとその背景という項目が設けられて、ガイドラインに違反がなかったことをもって事業の進め方に係る問題がなかったということではない。その時にはやはり今後については対立的状況に至った背景について理解することの必要性に触れられており、申立人の訴えに立ち戻って検討することがガイドラインの理念にかなう。その上で信頼関係を築いていくことが事業を進めていく上での前提になるということが確認されているわけなのですけれども、それがどうもなされていない。せっかくのチャンスがこれまでであったわけなのですが、せっかくとめて再開に至るまで、それがなくなるといって崩し的に再開されていることが非常に残念なのですけれども、そういう中で外務省さんはどういうふうに信頼関係を築いていくつもりなのかということと投げておりますので、その点を確認させてもらえればと思います。

もう一点、一方でこうした状況を受けてなのかわかりませんが、4月4日に提示をされた15ページ目にある今後のスケジュールというのが5月以降、一切とまっているということが7月23日に確認されましたので、これが誰が、どういう判断があってこれがとまっているのかということも、あわせて確認できればと考えております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

日本国際ボランティアセンターの渡辺地域開発グループマネージャーから御発言をいただきました。

それでは、外務省側でございますが、国別開発協力第三課の大場課長お願いいたします。

○大場（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長）

外務省国別開発協力第三課の大場です。

渡辺さん、御報告ありがとうございます。

いろいろ多岐にわたり御報告いただいたわけですが、大きく2つについて答弁が求められていると思うのです。御指摘のような人権侵害といった事態の指摘がある中で、この事業を今後どう外務省として進めていくのかという点と、もう一つは今後の現地での市民社会との対話のスケジュールについてということかと思うのです。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

いえ、進めていくのではなくて、どういうふうに信頼関係を取り戻すのか。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

1点目のところなのですが、州農業局長の発言とされるデータについては、12月の会合で私からお約束をして、渡辺さんからいただいたもの、これは3月6日に現地で大使館、

JICA事務所からモザンビーク農業食料安全保障省にデータを共有して、人権侵害の指摘について伝達して、モザンビーク政府一丸となって人権に配慮するように求めました。これに対してモザンビークの農業食料安全保障省から、くれぐれも人権には慎重に配慮したいとの回答がありました。

一方で、その後、報道記事をいただきまして、そこでズクーラ局長が載っている写真があって、そこでいただいたデータの発言をしたのではないかという御指摘なのですけれども、現時点でデータでいただいた録音の発言が報道されているイベントで行われたものであるかどうかということは、確認できていない状況です。

人権侵害の有無について議論する際には、具体的にいつ、どこで、誰が、誰に対してこういった発言をしたかということをしちんと事実確認すること必要だと思うのです。この点は事実関係が確認できておりません。ただ、いただいた報道もありますので、ここは引き続き現地、JICA事務所を通じて、事実関係をきちんとまず確認させていただきたいと思えます。その上で具体的な中身についてどうだったかということ議論する必要があるかなと考えております。

もう一つの今後どう信頼関係を築いていくかということころなのですけれども、重要な点なので3月1日、4月23日、7月23日、それぞれ牛尾審議官（当時）、梨田国際協力局長からお伝えした外務省としての考え方というものをまずお伝えした上でお答えしたいと思います。

まず先ほどあった異議申し立て、調査報告書の提言が出ました。それを受けて日本政府からモザンビーク政府に対して適切かつ主体的な取り組みを求めたところ、モザンビーク政府側からはマスタープランの最終化に向けて反対派も含めた現地の市民社会や農民、住民の皆さん方の対話に丁寧かつ主体的に取り組みたいということで、日本に対して支援要請がありました。こうしたことを受けて、プロサバンナ事業の今後の進め方を我々のほうから河野大臣に相談しました。その結果として外務省、JICAとして反対派を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現、これは異議申し立ての最終報告書にありますけれども、この議論の実現について必要に応じてモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し、後押ししていくことにしております。モザンビーク政府には、丁寧なプロセスを経て対応を進めるように求めています。

また、皆様からプロサバンナ事業について率直かつ忌憚のない御意見、具体的な御提案をいただきたい。これは引き続きいろいろな御意見をいただきたいと思っております。また、現地の市民社会、農民、住民からも同様に御意見、具体的な御提案をいただきたいと考えております。さらにドラフト・マスタープランの内容についても、御意見や具体的な御提案があればぜひ出していただきたいと考えております。本邦NGO、現地のNGOも含めて、我々の対話の窓は常に開いておりますので、今後も率直に意見交換をしていきたいと考えております。

モザンビーク農業省が主催で開催した4月4日の現地市民社会との会合ですけれども、今、申し上げた基本的な考え方に立って、我々としてこれにどう支援するかということを検討

しました。この4月4日のモザンビーク農業省が現地市民社会との間で行った対話については賛成派、反対派双方の参加が予定されていたということで、外務省、JICAとしてはモザンビーク農業食料安全保障省の要請を踏まえて、この対話の開催に係る費用の一部を負担することといたしました。実際にプロサバンナの対象3州からも賛成、反対双方とも参加の意向が示されていて、実際に参加したと承知しております。

引き続き我々としては、こうした参加型意思決定に基づく議論の実現ということが大事だと考えておりますので、その前提でモザンビーク農業省の主体的な取り組みを後押ししていきたいと考えております。その中で人権についてはきちんと引き続き配慮を求めていますと考えております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

時間が17分、18分ビハインドになっておりまして、会場が4時までとなっております。経費もかかっており延長できない状況ですので、その辺は配慮していただいて、これから議事運営をしたいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ただ、まだあと2つ議題が残っていて、35分、このやりとりもまだ数分残ると思うのですが、それを入れると4時に終わるのは難しいと思うのですが、4時までに終わらなければいけないということですか。少し延長ということであればお願いしたいと思っております。

では、今の大場さんからの報告を受けて、時間があまりないので手短にお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

手短にしたいのですが、いろいろありまして、1つ目が報道記事の内容を確認したが、録音が11月6日の会議で撮られたのかどうか確認できないけれども、今後ちゃんと確認していきますというふうにおっしゃっていて、それを誰にどういうふうに確認する予定なのかということをお教えください。

2つ目が、前から指摘をさせていただいているとおり、そうは言っても場所とかの問題ではなくて、外務省さん、この声の主がズクーラ局長のものだということは認めておられません。それにもかかわらず、人権侵害と認定できないというその態度が問題であるということをお指摘しておきたいと思っております。これは繰り返していることで、どこで誰が撮ったとかいう問題ではなくて、声の主が本人だということが確認できているのであれば、我々の血税を使って事業を行う以上、人権侵害には対応しないといけないことです。

ちなみにどういうふうに確認するのかというふうに、それがまた市民社会の情報ということで信じてもらえないとは思いますが、11月6日の時点で今朝行われたこういう会議の録音だということで、私のほうに現地の市民社会からメールが届いています。それはNO! to プロサバンナキャンペーンの方々とか農民がその会議に参加をしていたわけで

はなくて、全然違う、そういうふうに関係のない方々が参加をしていたにもかかわらず、その発言が非常に問題だということで、現地の市民社会の間を回り回ってキャンペーンのところに来て、私のところに来たのです。そういった経緯もありますので、お伝えさせていただきます。なので1番目、どういうふうを確認するのかということをお教えください。

もう一つが、今、読み上げられた内容というのがまさに3月1日にお伝えいただいた大臣の指示なのですけれども、それが反故にされているということで、ここで議論をさせていただいている。その上でどうするのかということをお聞いているので、大臣の指示を繰り返されたところで、そこにどう立ち戻るんだということをお答えいただかないと、ここでは全く意味がありません。

もう一つ、賛成派が参加していたという点については、これも繰り返し4月23日、7月23日にお伝えしていますが、様子を見るために参加をされた方はいます。ですが、その組織としては参加をしない意向を事前に示していますし、その旨、参加をしないということで既に大臣宛てに書簡が届けられています。そういう団体から参加をしている。それがどういうことなのかというと、これ以上の分断を進めてほしくない、介入してほしくないということで様子を確認したいから参加をしたのであって、反対派だけでも会議に参加したわけではないということが既に現地の声として確認されているので、その旨をお伝えしておきます。その旨は前からお伝えしているので、そのことを踏まえて今日議論したかったです。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

渡辺さん、ありがとうございます。

時間も押しております、これについて外務省の方からコメントをいただくなどやっていると、次の議題に行く時間がなくなってしまいますので。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

1点目だけ確認していただいてもいいですか。最初の質問です。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

これが州農業局のイベントということであれば、州農業局に確認をしたいと思います。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

既にうそをつかれていますよね。そんなイベントはないですと言われていて、こういう報道記事も出ていることをお伝えして、これ以上、やっぱりそうですと州農業局が言うと思っているということですか。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

そこはうそかどうかも含めてわかりませんので、州農業局にきちんと関係する部署に確認したいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

再度確認されるということですね。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

現地からの声として、それでは信頼関係は築けませんし、これ以上、事業を進めることはできないと思います。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

逆に言うと、テープを提供されたのは渡辺さんなので、別の確認方法があれば御提示いただければ、その方法で確認いたしますけれども、我々としては州農業局長が出たイベントですので、州農業局長に参加の確認をする以外の手段はないと思うのです。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

何があれば確認できるのですか、逆に。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

すみません、これ以上、議論をしてもなかなか結論は出ないので、お二人のやりとりはまた別の場でやっていただくということで、この場に関しては幾つか渡辺さんから質問なり要望が示されたので、それについてどこかでまたお答えいただくという形でよろしいですか。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

こちらで申し上げた確認方法で確認をして、お答え申し上げます。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

他の点についてもどこかで御回答いただけるということで。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

他の点については、先ほども申し上げた外務省の基本的立場で、これについては4月4日の会合については反対の方がどういう気持ちで参加されたというお話がありましたが、我々としては反対の方も含めてこういう形で会合が成立していますので、そこは目に見える成果があったということで、それを支援することとしたものです。

今後どういう形でやっていくかということは、まだスケジュール等は示されておられませんけれども、引き続き、我々としては基本的な立場に沿ってモザンビーク政府側がそれに沿った形で対応するのであれば、引き続き支援していくという考えであります。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

もしまだ積み残しといたしますか、議論の中でちゃんとした答えを得られていないものがあるのであれば、後日また協議の場を持っていただくという形で、今日の場については時間も押していますので、これで議論を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。大場さん、ありがとうございました。

申しわけありません。司会の不手際もありまして議事の進行が滞っておりました。あと2つ議題が残っております。7番目の開発協力適正会議のこれまでとこれからということでやっていただきます。ただ、先ほど4時までしかないということでしたが。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

5分、10分は大丈夫ですけれども、大幅な延長は経費がかかっているのです。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

少し延ばしていただくということで対応したいと思いますので、参加の皆さん4時までというお約束ですけれども、おそくなりますが、どうぞ御協力よろしく願いいたします。

7番目の議題、開発協力適正会議のこれまでとこれからということで、ODA改革ネットワーク東京コーディネーターの高橋さん、よろしく願いいたします。

●高橋（ODA改革ネットワーク 世話人）

開発協力適正会議のこれまでとこれからと、あまりファンシーではない報告事項ですみません。忙しい中、できるだけ時間を短くしたいと思います。山本さん、忙しい中、来ていただいてありがとうございます。できるだけ後半のカンボジアのほうに時間を与えたいと思います。

要は開発協力適正会議が始まったのが2011年からですけれども、既に7年たっていて、当初はこれを開始する時に割とNGOの人たちも一緒になって、ODAのあり方議論の中の1つの成果としてこれは出てきたものです。確かに、適正会議において既にこれをどうしたらいいかということの議論はやりました。つい最近も、議論をまとめた資料とかも出ています。ただ、先ほど申し上げたようにつくられた経緯を振り返れば、NGOの人たちも関心の1つだろうというふうに思われ、7年ぶりなのですけれども、NGOも含めた平場に再び戻して適正会議のあり方を議論したい。そのためには、まず今どうなっているかということをお話したほうがいいのではないかとということで、ここで報告させていただきます。

ですので、ただ単にこういうことがありましたということをお報告するのでは意味はなく、ある種の問題意識を持って報告をしたい。そのために、とりあえず中心となる疑問をお伝えして、細かいことは今後というふうに進めていければと思います。どういうことかということ、適正会議そのものはODAをより戦略的かつ質の向上を図り、透明性を向上させるという3つの目的のために生み出された会議であり、原点に戻れば3つのバランスが大切です。PDCAサイクルをきちんと回しましょうということで、そのプランの部分できちんとやりましょうということなのです。

ところが、どうもこの7年間を振り返ると、案件概要書を中心に議論をしてきているわけです。実際、今年2月、案件概要書の項目の変更がありました。どういうことかということ、外交的意義というものが大事な項目として概要書の項目に入ってきたのです。つまり、それまでの「開発的な意義」ということと同じか、それ以上に「外交的意義」が重視されるようになってきているということです。

そうすると、先ほど申し上げた戦略性なのですけれども、今日もいろいろ報告事項、気候変動だとかSDGsだとかアジア閣僚会議、防災会議といろいろある中で、確かに外務省の役割としてはこういった政策枠組みを作っていくという本来の役割になってきたなと思いますけれども、同時に実弾であるところのODAをこの中にどういうふうに位置づけていくのかというのはNGOの関心事項です。つまり、適正会議はこういった国際的枠組みにODAがちゃんと入っているのか、もしくは外れてはいないだろうか。むしろいわゆる日本の国益としての成長戦略という枠の中でインフラ中心のODAの議論になってはいるのではないかと

いう感じがしています。特に戦略性という観点から見た時には、先ほど申し上げたみたい
にこういった気候変動とかSDGsとか防災といったものを踏まえた上での外交というふう
には十分なり得ていないという感じがしているのです。そのあたりを実は適正会議の中で議
論しても、なかなか埒が明かないというか、うまくいかないということがあって、ぜひNGO
の方にも少し関心を持っていただきたいということで、ここで話をさせていただいていま
す。

それから、質の向上ということに関しても、7年間の中で過去やった案件をきちんとモニ
ターし、その結果の評価をきちんと教訓として踏まえてフィードバックさせることをしな
いと質の向上に至らないわけですけれども、どうもそのあたりが十分に行われているよう
には感じられない。このあたりは山本さんも問題意識を持たれていて、工夫しようと思
っていらっしゃると思いますけれども、これがもう1つです。

3つ目の透明性なのですけれども、確かに議事録は全て逐語で公開されています。ところ
が、私たち委員メンバー全員が一応、責任を持ってコメントし、議論しているわけな
のです。そうすると、私たちが出しているコメントというのをおわせて公開して頂いた方
が良いのではないか、と思っているのです。というのは、コメント全てが会議で紹介され
るわけではないので、コメントの公開もあって、その上でどうだったのかという議論が議
事録を通して国民がきちんと見られるようになっている方が透明性の本来のことではな
いかと思うからです。

最後なのですけれども、7年間やってきましたから、そろそろ適正会議そのものを内部
のメンバーの評価ではなくて外部評価を入れてみるというのを検討してみたいかと思
うのです。第三者評価。その中にはメンバーではないNGOの人たちも入っても構わない
と思います。開発協力適正会議というものはどれだけ有効だったのか、本当にPDCAサイ
クルをきちんと回したのか、本当にODAの質の向上を図れたのかということについて
議論できたらいいのではないかと。そういうことを問題意識としてNGOの方々がある
場で共有させていただきました。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ODA改革ネットワーク東京の高橋コーディネーターから御報告ありがとうございます。

それでは、外務省側お願いいたします。

○山本（外務省 国際協力局 開発協力総括課 課長）

時間もあれなのでポイントを絞ってお話したいと思います。

まずは非常に忌憚のない御意見ありがとうございます。非常に参考になると思
います。

1点目の戦略の部分については、まさに適正会議でも皆さんから意見をもらって
いて、いろいろ昨年度、会議のあり方についてレビューを行ったところであります
し、これはホームページにも全て載っていますので、ぜひごらんいただければと思
いますが、今の高橋委員の話では、まだまだ不十分というところもあるので、引き
続きここについては検討を進めていきたいなと考えております。

2点目、過去の案件については我々もまさに同じ問題意識を持っていて、今、JICAで過去の案件をさらって現状どうなっているかというところを取りまとめています。ただ、7年間なので意外と結構7年間でプロジェクトが完成しているというのもなかなか、どれだけあるかまさに今、拾っているのですが、これについては取りまとめ次第、次回以降、報告の上、レビューするようなことをやっていきたいなと思っています。

コメントについては、そこはできる範囲で、いただいたメール等、恐らく皆さん御意見あると思うので、出さないでくれという方もいるかもしれませんが、そこは横並びでやるのか、とりあえず出していいというものについては出していくということか、そこは整理させていただきたい。

外部評価の話はあまり今まで検討してこなかったというか、私は初めて聞いたというか、この委員会自身、適正会議を評価するということがどれだけの意味を持つのか今、にわかにはわからないので、そこはうまく検討してみたいなと思いますけれども、引き続きそれは宿題として持ち帰りたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

高橋さんから何かコメントはよろしいですか。御協力ありがとうございます。

そうしたらこの議題はこれぐらいでおしまいにしてよろしいでしょうか。時間も押しておりますので次の議題に行きたいと思います。

協議事項です。現在の政治状況下における日本の対カンボジア外交とODA事業について、ヒューマンライツ・ナウ、ヒューマン・ライツ・ウォッチの共同提案の議題です。ヒューマン・ライツ・ウォッチのプログラムオフィサーの笠井さんから御説明をお願いいたします。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

よろしく申し上げます。今日はありがとうございます。

時間がないというのと、皆さんもカンボジアの状況というのは御存じだと思うので、説明を省かせていただきます。

質問を提出させていただいたので、そちらの回答をまずお願いできればと思います。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。ヒューマン・ライツ・ウォッチの笠井さんから御質問ということでした。質問順でよろしいですか。

では最初の質問でございますが、これに関しましては国別開発協力第一課からお願いいたします。

○岡野（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 課長）

まず質問1ですけれども、過去3年の対カンボジアのODA予算、主な支援内容ということですが、予算というよりはODAの実施状況ということと理解しております。

過去3年間、ホームページに出ている話ですけれども、このまま読み上げますと2014年度

は円借款で368.09億、無償資金が88.27億、技術協力が43.66億。2015年ですが、円借款が172.98億、無償が79.47億円、技術協力が35.27億円。2016年度は円借款111.36億円、無償資金協力107.28億円、技術協力39.69億円です。

主な支援内容ですけれども、カンボジア国別開発協力方針を設定していますので、これに従って産業振興支援とか、生活の質の向上、ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現といった重点分野を中心に支援を実施しております。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

もしよろしければ続いてよろしいですか。

○斉田（外務省 東南アジア部東南アジア第一課 課長）

(2)は、選挙監視団については御案内のとおりだと思いますけれども、派遣しなかったということになります。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

JICAを通してではないですね。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

いずれにせよ派遣しませんでした。ということになります。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

ごめんなさい、2番目なのですけれども、派遣をしなかった理由を菅官房長官は昨日の会見で、現地の情勢を踏まえた上でとおっしゃっていたのですが、具体的にどういうことを。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

それ以上のお答えは控えたいと思います。

カンボジアの人権状況になりますけれども、長くなるとよくないと思いますので短くできるだけ簡潔にいきたいと思いますが、これまで振り返ればパリ和平以降、着実に改善はしてきていると認識しております。開発の面では特に経済発展を遂げて、2年前には中所得国入りをするなど、それに伴って貧困率なども減ってきているということで、ミレニアム開発目標はほぼ達成したと認識しています。

一方でカンボジア政府というのはグッドガバナンスの確立を全ての開発の基礎として、汚職対策、司法改革、公共財政改革、行政改革等を行ってきておりますけれども、法の支配を通じた民主主義の定着にはさらに一定の時間を要すると捉えています。

昨年以降の最近の動きですけれども、ここにつきましては我々としてもさまざまな機会を捉えて我が国の懸念を伝え、その状況を動かしていくことについての働きかけを行ってきました。メディアの閉鎖、NGOの国外退去といったことにつきましても、こうした手続の結果として萎縮するという効果が社会市民環境の悪化につながるということで、人権理事会や二国間の対応の場で懸念を表明してきたところでございます。

○岡野（外務省 国別開発協力第一課長）

開発協力大綱の関係では、途上国の民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重という

観点から、諸外国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払うと書いておられて、カンボジアに対する協力については、この原則に照らして適切に実施していると認識しております。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

選挙そのものについては、昨日の長官の会見のとおりになりますけれども、評価は我々としては控えたいと考えております。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

今回の選挙については、いずれも評価を出さない。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

基本的に控えるということで考えています。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

そうですね。今日の会議の前では選挙を見守るということで、選挙後、公正で自由であったかという判断を下すと聞いていたのです。その時にどういう。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

いろいろな考え方がきつとあるのですけれども、事前にいろいろ話す中でそういうアイデアもあったかもしれないということかもしれませんが、いずれにせよ今回の選挙の評価は控えるということです。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

仮定の話になってしまうのですけれども、公正で自由であるか判断する際に具体的な基準というものはあるのですか。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

基準というのではないかもしれませんが、実際に見るとということかもしれないです。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

実際に見るとというのは現地で。今回は送らなかったから。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

派遣していないということもありますので、今回、評価を我々として具体的にしようがないというところもあると思います。別にそれが全てとは言いませんけれども、1つの要素としてあると思います。

○岡野（外務省 国別開発協力第一課長）

6番の選挙に当たって現時点での日本の支援の評価ということですが、これは日本が実際に行った選挙支援の評価と理解しておりますけれども、今回、投票箱等の投票に使う機材を入れましたが、大使館の書記官が外交業務の一環として投票箱の使用状況を確認しに現場に行っております。日本の投票箱への支援を歓迎する、評価する声が多かったというふうには現地から聞いております。

今後のカンボジアのかかわりと援助政策ということですのでけれども、今後の少なくとも援助のほうについて言えば、いろいろな要素を考えて今後検討していくということで、現時点でそれ以上のことはちょっと差し控えさせていただきます。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

わかりました。繰り返して多分、相当な理由があって答えられないと思うのですが、なぜ答えられないか教えてほしいくて、2番目の選挙監視団を今回送らなかったということで、菅官房長官は答えられずということで、今、答えられないということですが、具体的になぜ答えられないのでしょうか。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

選挙をめぐる情勢を踏まえた結果ということですか。

●笠井（ヒューマン・ライツ・ウォッチ プログラムオフィサー）

そうです。情勢というのは何が含まれるのかなというのが気になって、例えば現地の人権状況を含めていろいろなエレメントを考慮した上でそういう判断が下ったのか、そういう判断を下す際に例えば多少、何か基準があってやったのかというのを教えてほしい。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

そこは個々の状況を踏まえてということになるのですけれども、それで今回、選挙の情勢ということなのですが、それ以上になると内政にかかわってくるところも出てきますので、政府としてはコメントを控えるということで考えています。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。他に質問をされる方はありますか。

●伊藤（ヒューマンライツ・ナウ 理事・事務局長）

この議題についてはNGOとして何回もお話をさせていただいておりますので、かなりフラックに話せればと思います。「今後も検討していく」などの言及にとどまり、総括が十分でないことに非常に懸念しております。

日本政府として、これまでも随分コミットされてきた案件ですし、国連人権理事会においても日本が決議提案国となっております。そして人権対話というものもずっと続けてきた。翻ってみればパリ和平以降、ずっと日本がカンボジアの民主化の発展の支援に尽力されてきた。そのために莫大な税金も使われてきたということを私たちも認識しておりますし、それはNGOとしてもサポートしてきた部分もあります。それに対する説明責任というのがあるべきだと思いますので、現地、選挙をめぐる情勢を踏まえて派遣しなかったことに関する価値判断というか、そういうことが全くないという状況で、この一連のプロセスを終わるということは非常に問題があると思っております。

私たちNGOとしても、そもそも選挙の支援自体、昨年最大野党が解党させられる、NGOが閉鎖させられる、そしてメディアが潰される、そういった中で本当に公正な選挙の前提があるのかということや、それをずっと問うてきました。これは私たちだけでなく、カンボジアのNGO、国際社会みんなが日本政府はどうしてそういうことをするんだということをずっと問

うてきたわけです。しかし、援助はされましたし、明確にこれに対して否定的なこともおっしゃってこなかったということで、こういった選挙を迎えて、日本政府としてきちんとした説明責任を果たして評価を下す。そして、今後どういうふうにしていくのかということ、「状況を踏まえて適切に判断します」ということではなく、実のある議論をしていくことは、納税者のためにもカンボジアの人たちのためにも必要なことではないかと思うのですが、そこはいかがなものでしょうか。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

幾つかあるのかもしれませんが、この中で何人かの方とは何度もお会いしている感じはしますが、皆さんとの間での情報交換、意見交換というのは非常に大事だと思っていますし、そう思って今まで私自身、できるだけ直接お会いするようにしてセミナーなどにも出るようにしてきたわけです。今後の話について申し上げますと、先ほど岡野からも申し上げましたけれども、どうしていくかというところは、それはまた引き続き皆さんの今みたいな御意見をいろいろ伺った上で、そこも含めて考えていきたいと思っています。

●伊藤（ヒューマンライツ・ナウ 理事・事務局長）

最大野党がないままの総選挙が日本政府が黙認したまま行われてしまったということは、重大なことだと思っているのです。今後こういった意見交換の場を通じて、とかいう先のことではなく、明確に速やかに民主主義が否定されるような結果というのを容認してはならないと思っておりますので、速やかにこの選挙に対する評価、選挙というのは単に投票箱がどうかとか、当日がどうかという問題ではなくて一連のプロセスですので、このプロセスというのが公正なものだったのか。果たして今、民主主義が実現しているのかということについて、適切な評価を下していただいて、そして開発援助においても独裁化が進んでいるこの状況に対して民主主義をどうやって取り戻していくのか、市民的自由をどうやって取り戻していくのかというような、そもそもの日本のカンボジア外交に対して、いま一度立ち返って進めていく必要性が根本的にあると思っていますので、速やかに評価をしていただいて、それを公にしてください、外交援助方針に生かしてもらいたいなと思います。

9月にも人権理事会がありますし、またその前に人権対話をされるのではないかと。私はしてほしいと思いますけれども、そういうこともあると思いますので、速やかにそういった態度表明をしていただきたいと思います。

人権対話をされる予定というのはあるのですか。

○斉田（外務省 東南アジア第一課長）

私自身、お答えは差し控えます。今の時点ではないかもしれませんが、そこは中で話します。時間がないのでできるかどうかは難しいところがあるかもしれません。

●伊藤（ヒューマンライツ・ナウ 理事・事務局長）

市民社会もほとんど禁止されたり、最大野党の方々もいまだに投獄されているとか、政治活動を禁止されているとか大変な状況が続いていますので、どうやって援助していくの

か。民主主義を回復していく方向で、そして迫害されている人たちを助ける方向で援助方針を速やかに作っていただきたい。もう明日から着手していただきたいということを強く申し上げたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

外務省からもよろしいですか。

●長谷部（日本国際ボランティアセンター 事務局長）

日本国際ボランティアセンターの長谷部です。

昨年、3～4カ月、カンボジアのほうに駐在しておりましたので、現地のNGO、住民組織というところが、まずい開発に対してなかなか声を出せないという状況が既にあります。業務停止になったり、場合によっては住民の方が殺されるという現状もあります。

さらにこういったような形の政府が立ち上がった後に、どういうふうに現場で日本のODAも含んで実際に行われる開発がウオッチされているかという非常に危惧があります。そういった意味でもまずこの選挙をどう捉えるか。繰り返しになりますが、8億円の血税が既に投入されていますので、そういった意味での選挙の評価、なおかつ今の社会状況の上で日本のODAが現場に流れるというのか、このままの形で行うことによってどれだけまずいことが行われるかというのは、やはり事前に考えていくべき事項かと思っておりますので、そういった意味で選挙の評価とどういった今後のアクションプランをやるかというのは、単にNGOというだけではなくて、国民に対して税金をどう使うかという説明責任においても果たしてもらいたいと考えます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

時間が押しておりますのですみません。よろしいですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

もう一回、質問に戻るのですが、7月25日に選挙団を派遣しないということの判断をした理由の説明をきちんとしていただきたいと思っております。今、伊藤さんからも長谷部からも、今後のことについて話があったのですが、それというのは今回どのような判断があったのかということに基づいて状況の分析とかがあると思うのです。

12月にも本件は議題提案をしていて、12月5日に河野外務大臣が参議院の外交防衛委員会において藤田先生の御質問に答弁しているのです。その中で今後の選挙支援をどうするかという時に、明らかに情勢が悪くなり、改善の見込みがなくなった場合にはいろいろと考えなければならないということを発言されていて、斉田さんからはその時に基準というものがないけれども、メディアとか市民社会とか政党に対する制約に対して懸念が示されたので、それは9月の人権理事会なのですが、これは日本も参加している決議なので、そういった懸念を踏まえて選挙プロセスへの信頼とか参加というものが確保される形になるかどうかということが重要になると思っております。御本人で語られているのです。な

なのでその部分が判断にあったのかなと思うので、もしあったのであればぜひ共有していただきたいのですが、そこはいかがですか。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

今日の時点では先ほど申し上げた以上でお答えできることはないところです。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

何で今日の時点ではないのですか。要は選挙評価について聞いているのではなくて、7月25日に行かないという判断した基準について聞いているのですが。

○齊田（外務省 東南アジア第一課長）

先ほど申し上げたとおり、情勢を踏まえて判断は見送ったということです。その情勢についてはいろいろ申し上げると内政に触れる部分が出てくるので、コメントは控えたいということに尽きると思います。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 地域開発グループマネージャー）

でも判断を見送った時点で内政に干渉していると思うのですが。送らないという判断をしたという、そこに価値判断があるわけですね。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。このこともまた議論し始めると非常に掘り下げなければいけない課題かと思います。日本のNGOが持っているカンボジアの選挙プロセスに対する懸念点とか不安、心配は強く示されたと思いますので、その点はまた外務省のほうでも受けとめていただいて、また何かの形でカンボジア市民社会フォーラムとの対話の場があれば、そこで議論を深めていくとか、そういった形で今回の今日の議論を1つの入り口にして深めていただければと思います。

それでは、この議題に関してはこのくらいにしたいと思います。

最後に閉会の挨拶をJANIC理事長の谷山さんをお願いしたいと思います。

●林（アフリカ日本協議会 特別顧問）

環境のことだけ少しだけ、ODAマターなので、ぜひ環境、ODAにおける人権侵害、その他、非常に重い問題なので、ぜひ一緒に勉強していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

はい、一緒に勉強しましょうということです。

●谷山（国際協力NOGセンター 理事長）

JANIC、国際協力NGOセンターの理事長をしている谷山です。

通常、5分ですけれども、1分半で御挨拶を差し上げます。

議論も部屋の温度もヒートして、気候変動対策のRE100を適用したら私たちはヒートしてしまったという感じかもしれませんが、本当に多様な、かなり重要な議題が山積した、とてもいい政策協議会だったと思います。

3点ほど私、コーディネーターからコメントをさせていただきます。まず第1点はおわび

です。今回は議題が重要でひきつけるものがあったということで、NGOの参加希望者はもっと多かったです。とても多かったです。ただ、時期設定と部屋の確保ということでうまく調整が付きませんで、参加人数を絞らざるを得なくなり、団体の中には人数を削っていただくことになった団体が複数あります。それについてはお礼を申し上げると同時に、コーディネーターの不手際に関しておわびを申し上げます。

もう一点、いろいろ議論に関してはこれからまだ課題がありますけれども、今回はNGO側から提案した議題を外務省側も渋るといいますか、適切ではないんだという意見もある中で、最終的には全てのNGO側の提案の議題を採用していただきました。これはコーディネーターだけではなくて、外務省の中で、調整を担ってくださっている民間援助連携室の御苦労もとても多くて、これに関しては本当に感謝申し上げます。

さらに、昨年1件もなかった外務省からの事前資料提出が今回は複数ありました。これはNGO・外務省との協議の中で、実のある議論を進める上で必要だよねということで改善を続けてきた中で具体的なあらわれ、大きな一歩になったと思っております、これについても感謝を申し上げます。

最後に、先ほど今福課長がいらっしゃる時に申し述べましたけれども、重要なODAの転換点になっているような議題がたくさんあるわけです。その中で設置された有識者懇談会に関しては、NGOが委員のメンバーとして参加することも議論のプロセスにおいても、あるいは事前の相談においてもかなり深くコミットする必要があったのですけれども、それがかなわなかったことに関しては残念に思いますが、今福課長から反省しておっしゃってくださったので、このことで私たちの信頼関係を揺るがすことなく、今後もこの場が実のある、そして大きなつかみを持った、状況の変化に1回立ちどまるような政策協議会になればと強く思っております。

どうぞこれからもよろしく願いいたします。(拍手)

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

谷山理事長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本年度のNGO・外務省定期協議会第1回ODA政策協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。